

互いを尊重し、支え合い、多様な個性が輝く朝日村

第4次 朝日村男女共同参画計画

女性活躍推進計画・DV対策基本計画・
困難な問題を抱える女性への支援計画

(令和8年度～令和12年度)

令和8年3月

朝日村

はじめに

朝日村では、平成17年の「朝日村男女共同参画計画」、平成20年の「第2次計画」、令和3年の「第3次計画」以来、本村の実情に応じた取組を重ね、男女共同参画の推進に努めてまいりました。近年は社会情勢の変化に伴い、生活様式や価値観が多様化し、互いの個性や立場を尊重し合う地域社会の実現がこれまで以上に求められています。

このたび策定いたしました「第4次朝日村男女共同参画計画」は、村民の皆様のご協力により実施した意識調査の結果を踏まえ、現状の課題やニーズを整理し、審議会での検討を重ねて取りまとめたものです。本計画は、これまでの取組の成果を引き継ぎつつ、朝日村第6次総合計画の個別施策として、国や県の方針との整合にも配慮しております。

基本理念に掲げております「互いを尊重し、支え合い、多様な個性が輝く朝日村」の実現に向け、本計画を着実に推進してまいりますので、村民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、策定にあたりご尽力いただいた審議会委員の皆様ならびにアンケート調査にご協力くださった皆様に、心より御礼申し上げます。

令和8年3月

朝日村長 小林 弘幸

社会構造の変化や急速なデジタル化の進展、持続可能な社会の実現に向けた取組の加速、長寿社会の深化、さらには多様な価値観や生き方を尊重する意識の広がりなど、私たちを取り巻く環境は大きく変容しています。こうした社会の変容を受け、本村の新たな取組の指針として「第4次男女共同参画計画」を策定いたしました。

本計画が目指すのは、互いを尊重し支え合いながら、多様な個性が生き生きと発揮される村の実現です。そのためには、個人や家庭、地域、事業者、行政がそれぞれの立場から役割を果たし、できることから着実に取り組んでいくことが重要です。

策定にあたっては、村民アンケートをはじめ、庁内での検討や審議会での協議など、多くの時間をかけて議論を重ねてまいりました。ご協力いただいたすべての皆様に、審議会を代表して深く感謝申し上げます。計画は実行によってこそ意義を持ちます。次世代に誇れる村を引き継ぐため、本計画の理念が着実に実践されていくことを願っております。

令和8年3月

朝日村男女共同参画審議会会長 中村 八重美

目 次

第1章 計画策定にあたって	2
第1節 計画策定の趣旨.....	2
第2節 計画の位置づけ.....	3
第3節 計画期間.....	5
第4節 策定体制と推進体制.....	5
第2章 男女共同参画の背景	8
第1節 男女共同参画に影響を与える時代変化や社会の動向.....	8
第2節 各種データからみた本村の現状と課題.....	10
1. 各種統計データ	10
2. 男女共同参画社会に関する村民アンケート調査.....	14
3. 第3次計画の評価	24
第3章 計画の基本的な考え方	28
第1節 基本理念.....	28
第2節 基本目標.....	28
第3節 施策体系.....	29
第4章 施策の展開	34
基本目標Ⅰ 男女共同参画推進体制の整備・強化	34
施策1 男女共同参画推進のための制度等の整備	34
施策2 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革	35
基本目標Ⅱ 地域における男女共同参画の取組の推進	38
施策3 政策・方針決定の場における女性活躍の推進.....	38
施策4 地域・自主活動における男女共同参画の推進.....	40
施策5 非常時における男女共同参画の推進	42
基本目標Ⅲ 職業生活における男女共同参画の推進	46
施策6 ワーク・ライフ・バランスの実現のための家庭生活における男女の助け合いの推進	46
施策7 職業生活における女性活躍の推進	48
施策8 農家等における男女共同参画の推進	50
基本目標Ⅳ 安心・安全な暮らしの実現	52
施策9 ライフステージに応じた健康支援	52
施策10 暴力やハラスメントの根絶.....	54
施策11 困難な状況に置かれている人への支援	55
資料編	58
第1節 設置要綱.....	58
1. 朝日村男女共同参画社会推進条例.....	58
2. 朝日村男女共同参画計画庁内推進協議会設置要綱.....	63
第2節 委員名簿.....	64
1. 朝日村男女共同参画審議会.....	64
2. 朝日村男女共同参画計画庁内推進協議会.....	64
3. 朝日村男女共同参画審議会/朝日村男女共同参画計画庁内推進協議会事務局.....	64
第3節 諮問書／答申書.....	65
1. 諮問書	65
2. 答申書	66
第4節 策定の経過.....	67

第1章 計画策定にあたって

第1章 計画策定にあたって

第1節 計画策定の趣旨

わが国では、1999年(平成11年)に男女共同参画社会基本法が制定され、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」を目指してきました。同法に基づき、2001年(平成13年)には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(以下、配偶者暴力防止法)」、2015年(平成27年)には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下、女性活躍推進法)」、2016年(平成28年)には「改正男女雇用機会均等法」、2018年(平成30年)には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が成立し、男女共同参画社会の実現に向けて法整備が進められています。

しかし、ジェンダー・ギャップ指数^{※1}は先進国の中で最下位であり、今もなお、わが国の男女格差には多くの課題が残っています。

本村では、2003年(平成15年)に「農村男女共同参画プラン(平成15～18年度)」を策定して以降、2005年(平成17年)に「朝日村男女共同参画計画」、2008年(平成20年)に「第2次計画」、2021年(令和3年)に「第3次計画(女性活躍推進計画・DV対策基本計画)」を策定し、農業を基幹産業とする地域性を踏まえた男女共同参画を推進してきました。

また、2022年(令和4年)には朝日村男女共同参画社会推進条例を施行し、条例に定める7つの基本理念に基づき、村と村民と事業者が協働して、多様な個人を尊重する社会の実現に取り組んでいます。

朝日村男女共同参画社会推進のための基本理念

① 多様性を認め合います

全ての人が、性別にかかわらず個人としての尊厳が重んじられること、性別による差別を受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されること及び人権が尊重されること。

② 固定的な役割分担や慣習を見直します

性別による固定的な観念に基づく役割分担による社会の様々な制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらの制度又は慣行が男女の社会における自由な活動に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。

③ 大事なことを男女でいっしょに考えます

男女が社会の対等な構成員として、村その他あらゆる場における施策又は方針の立案及び決定の場に共同して参画する機会が確保されること。

⑦ 仕事での格差をなくし、女性が活躍できるよう協力します

職業生活における男女の不均衡を是正するとともに、家庭生活における男性の参画を推進し、女性活躍ができること。

④ 男女が協力して家庭生活と仕事を両立しやすくします

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、就業その他の社会活動を行うことができるよう配慮されること。

⑤ 男女が互いの体と心の健康に配慮します

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、就業その他の社会活動を行うことができるよう配慮されること。

⑥ 国際社会の取組と歩調をあわせます

男女共同参画社会の形成の促進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることを理解し、国際的協調の下に行われること。

朝日村が
めざす
7つの
基本理念



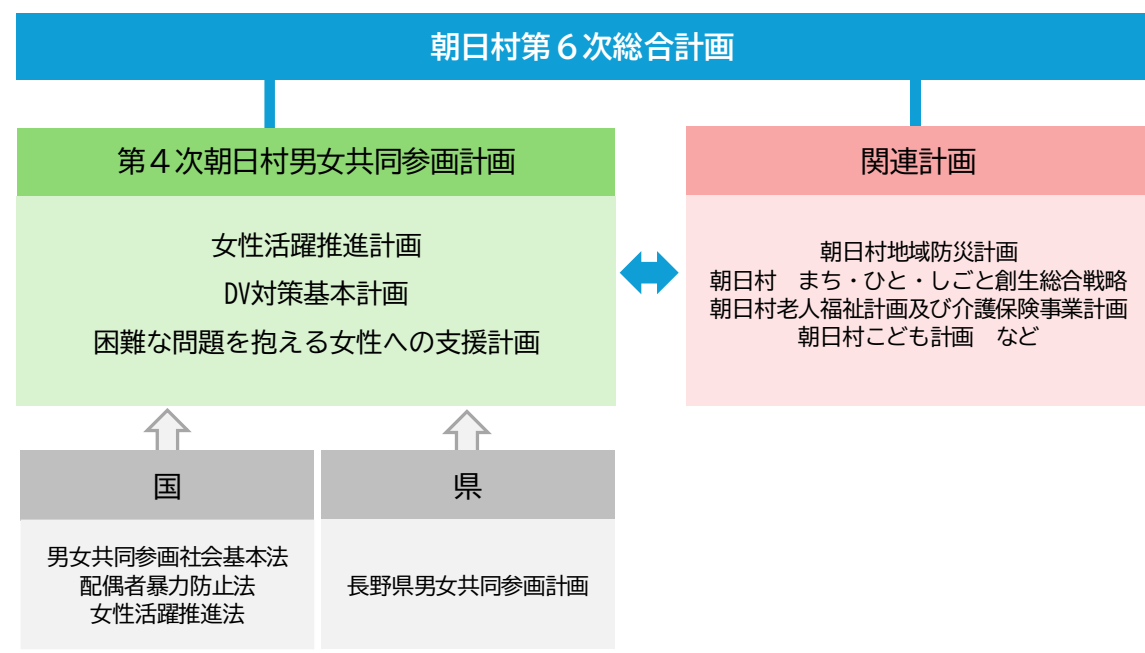
1 世界経済フォーラムが2006年(平成18年)より公表している世界の各国の男女間の不均衡を示す指標。指標は経済・教育・政治・保健の4分野の14項目を総合してつけられる。

女性の就業率が上昇し、男性の育児休業取得率が向上するなど、男女を取り巻く社会の変化や価値観の多様化が進む中、男女が支え合い、責任を分かち合う男女共同参画社会の実現という基本理念は変わらないものの、現在では性別の枠を越えた多様な性のあり方を尊重しながら自分らしく生きられる社会が求められています。

こうした時代変化や本村の現状と課題を踏まえながら、地域全体で男女共同参画の意識を高め、基本理念である「互いを尊重し、支え合い、多様な個性が輝く朝日村」を実現するため、新たに「第4次朝日村男女共同参画計画(2026～2030年度(令和8～12年度))」を策定します。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、総合的なむらづくりの方向性を示した「朝日村第6次総合計画」に基づき、男女共同参画分野を推進するための個別計画として位置づけられるとともに、子育てや福祉など他の分野の個別計画とも関連しながら、これからの男女共同参画の推進に向けた取組の方向性を示すものです。また、国や長野県の最新の計画との整合を図って策定します。



男女共同参画計画は、女性活躍推進法に基づく女性活躍推進計画及びDV対策基本計画に関連する施策を包含しており、第3次計画に引き続き一体的に策定します。

また、第4次計画では、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく施策も新たに含め、女性活躍、DV対策、困難を抱える女性への支援を総合的に推進する計画として位置づけます。

◆男女共同参画計画

男女共同参画社会基本法第14条第3項に定められている「当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」。男女共同参画推進のために、総合的かつ計画的な実施を目的として策定します。

◆女性活躍推進計画

2016年(平成28年)に施行された「女性活躍推進法」第6条第2項に基づき、村の女性のあらゆる分野の職業生活における活躍を推進するための施策を策定します。

◆DV対策基本計画

2013年(平成25年)に改正された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づき、配偶者からの暴力を防止し、女性を守るための施策を策定し、本村のDV対策基本計画とします。

◆困難な問題を抱える女性への支援計画

2024年(令和6年)に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条の3に基づき、困難な問題を抱える女性が、その人らしい生活を営むことができるように支援する施策を策定し、本村の困難な問題を抱える女性への支援計画とします。

第3節

計画期間

計画期間は2026年度(令和8年度)から2030年度(令和12年度)の5年間とします。

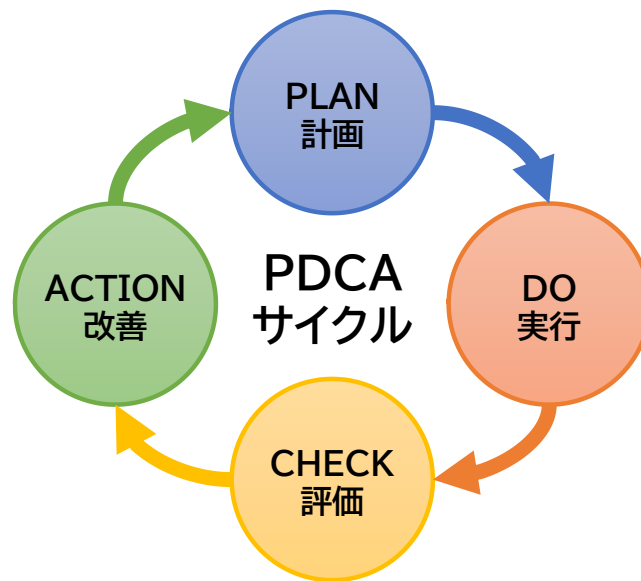
ただし、社会情勢の変化や国・県の動向、計画の進捗状況などにより、必要に応じて計画の見直しを検討します。

第4節

策定体制と推進体制

策定にあたっては、庁内の男女共同参画推進組織である「朝日村男女共同参画計画庁内推進協議会」、村民や有識者の参画による「朝日村男女共同参画審議会」において審議を重ねるとともに、村民アンケート調査やパブリックコメントの実施により、広く村民の意見を聴取し、反映しています。

また、本計画はPDCAサイクル^{※2}に基づき、「朝日村男女共同参画計画庁内推進協議会」において目標の達成状況を定期的に確認し、評価・検証を踏まえて、取組の改善を図ることに加え、「朝日村男女共同参画審議会」において外部評価も行います。



2 生産技術における品質管理などの継続的改善手法。Plan (計画) → Do (実行) → Check (評価) → Act (改善) の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

第2章 男女共同参画の背景

第2章 男女共同参画の背景

第1節 男女共同参画に影響を与える時代変化や社会の動向

(1) SDGsの潮流とジェンダー格差

国際目標SDGs^{※3}で、「ジェンダー^{※4}平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化を行う」という目標が掲げられています。2025年世界経済フォーラムによるジェンダー・ギャップ指数によると、わが国は148か国中118位、G7(主要7カ国)では最下位となり、国際的に見ても男女平等の実現には大きな課題が残っています。



(2) 多様な性の概念の浸透と公平性

LGBTQ^{※5}など多様な個性や特性を持った人材の活用を目指すダイバーシティ^{※6}という概念が企業等で浸透する中、サポートの工夫を重視するダイバーシティ・エクイティ & インクルージョン(DE & I)^{※7}に社会全体がシフトしてきています。多様性と包摂性に加えて「公平性」を重視した環境整備の機運が高まってきています。

(3) 男女で異なる健康課題への対応

人生観などに起因して生きづらさを抱える人が増加するなど、男女それぞれ特有の健康課題への対応が求められています。こうした中で、ライフステージに応じた支援の充実が重要視され、女性特有の健康課題の解決にテクノロジーを活用する「フェムテック^{※8}」が注目を集めており、多くの企業がその活用に取り組み始めています。

(4) AI活用の拡がりと女性の就業率の上昇

近年、ビジネスシーンでは労働力不足や業務効率化の課題から、AIの導入が進んでいます。女性就業率は上昇し、技術進歩に応じた雇用等、仕事と家庭の両立がしやすい柔軟な働き方が可能になる企業のダイバーシティ・マネジメント^{※9}の広がりが期待されています。

3 「Sustainable Development Goals」の略称で、2030年(令和12年)までに持続可能でよりよい世界の実現を目的として、17のゴールと169のターゲットから構成される国際的な目標。

4 社会の中で「男性らしさ」「女性らしさ」として考えられてきた考え方や行動の傾向を表す言葉。

5 Lesbian(レズビアン、女性同性愛者)、Gay(ゲイ、男性同性愛者)、Bisexual(バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender(トランスジェンダー、性別越境者)、Queer/Questioning(クィア/クエスチョニング、性的思考模索者)の頭文字をとった単語で、セクシュアル・マイノリティ(性的少数者)の総称のひとつ。

6 「多様性」という意味で、性別・年齢・国籍・価値観・働き方などの違いを認め合い、それぞれを尊重する考え方。

7 性別・年齢・国籍・価値観などの違いを尊重する多様性(ダイバーシティ)に加え、一人一人の状況に応じた公平性(エクイティ)を確保し、すべての人が社会に参加し活躍できる状態(インクルージョン)を目指す考え方。

8 Female(女性)とTechnology(技術)を組み合わせた造語で、月経・妊娠・出産・更年期・不妊治療・性・心身の不調など、女性特有の健康課題やライフステージの変化をテクノロジーで支援する製品・サービスの総称。

9 多様性(ダイバーシティ)を組織の強みとして生かし、多様な人材が能力を発揮できるようにするための組織運営や取組を指す用語。

(5)多様化する暴力やハラスメントに対する意識の高まり

令和3年の内閣府調査では約4人に1人は配偶者(パートナー)から暴力を受けたことがあると回答しています。世界的には、SNSを通じて女性・男性が共に団結して暴力やハラスメント^{※10}に立ち向かう動きが広がる等、職場や学校、日常生活のあらゆる場面で暴力やハラスメントに対する意識が高まっています。

(6)防災分野におけるジェンダー主流化^{※11}

自然災害の多い我が国では、大規模な地震や水害が各地で相次ぎ、防災体制の強化が課題となっています。被害や影響の受け方は男女で違いがみられることから、女性の力を防災・減災に生かすジェンダー視点を取り込んだ多様な考え方が重視されるようになってきています。

10 特定、不特定多数を問わず他者に対し、不愉快な気持ちにさせることや、実質的な損害を与えるなど、不快感を与える行為の一般的な総称。

11 あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、全ての政策、施策及び事業について、ジェンダーの視点を取り込むこと。

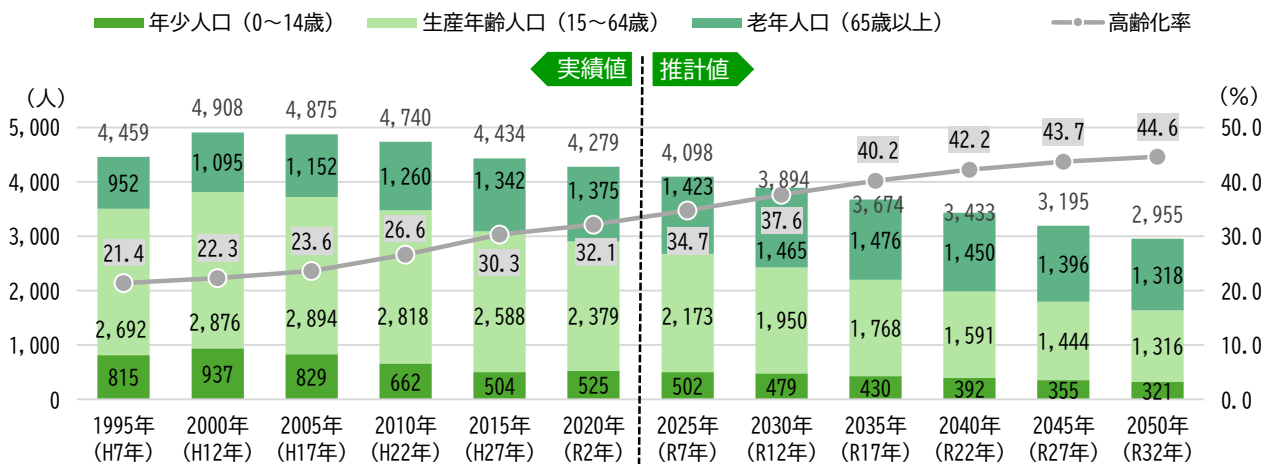
第2節 各種データからみた本村の現状と課題

1. 各種統計データ

(1) 人口の推移と見通し

本村の総人口は、2000年(平成12年)をピークに減少し、2020年(令和2年)は4,279人、2050年(令和32年)には3,000人を下回る見込みです。年少人口(15歳未満)と生産年齢人口(15～64歳)は減少の一途をたどる中、老年人口(65歳以上)は増加を続け、2050年(令和32年)の高齢化率は約45%まで上昇すると推計され、少子高齢化が進む見通しです。

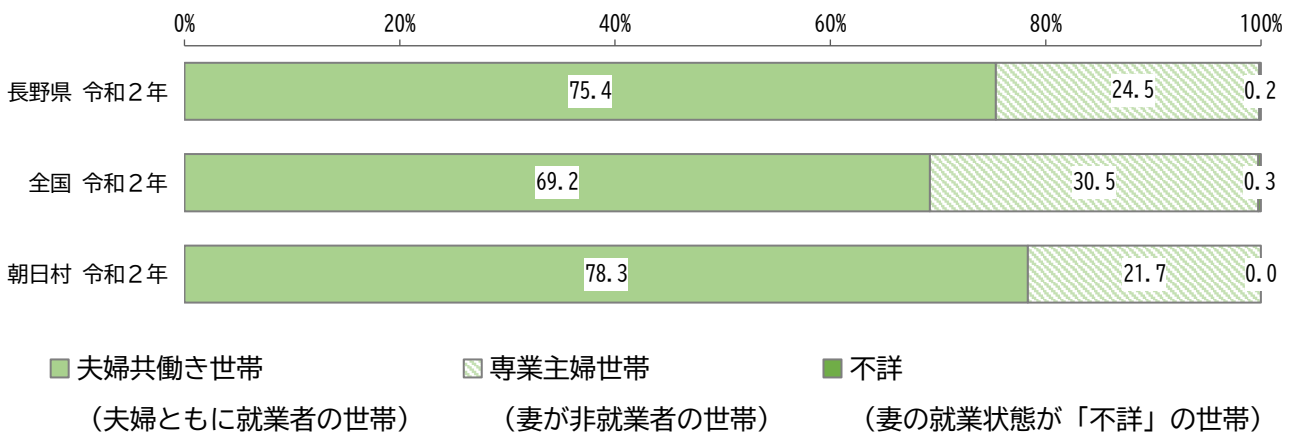
年齢3区分人口の推移と推計



出典: 国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所による推計
(注) 実績の総人口は年齢不詳を含む

(2) 夫婦共働き世帯の状況(全国、長野県との比較)

本村における2020年(令和2年)の一般世帯に占める夫婦共働き世帯の割合は78.3%と、全国(69.2%)や長野県(75.4%)と比べて高くなっています。

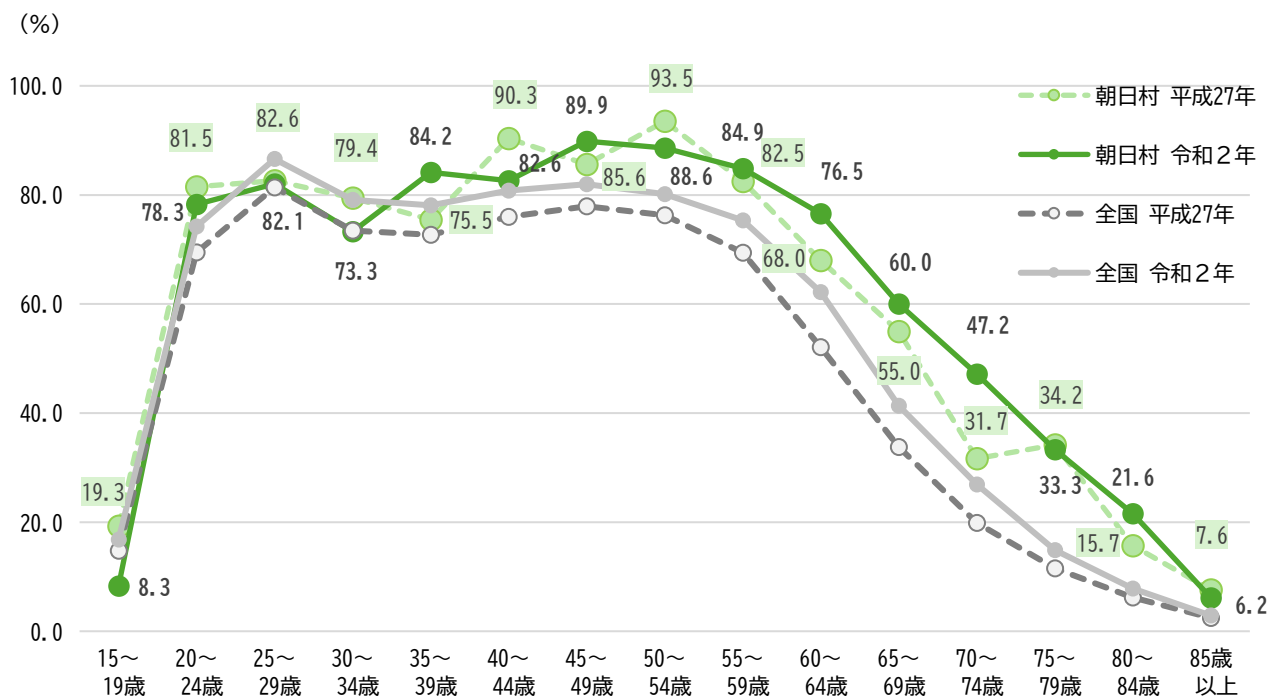


出典: 国勢調査

(3) 女性活躍の状況

① 女性の年齢階層別労働力率（全国との比較）

本村における女性の労働力率^{※12}は、子育て世代にあたる30～34歳で低下する傾向にありますが、全国平均と比較するとやや高い水準にあり、子育て期においても社会で女性が活躍している状況がうかがえます。さらに、45歳以降の労働力率は、2015年(平成27年)と比べて2020年(令和2年)の方が概ね高い水準となっています。



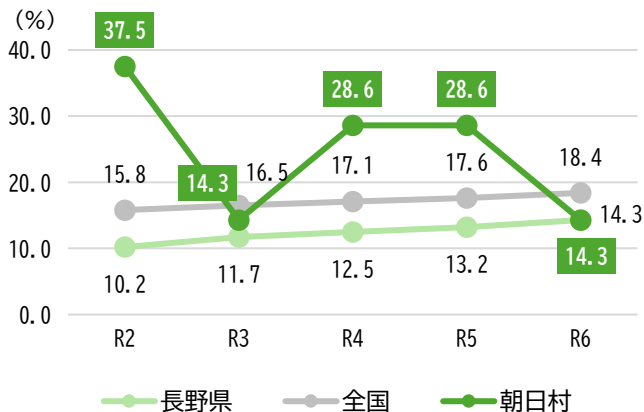
出典：国勢調査

12 15歳以上人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合。

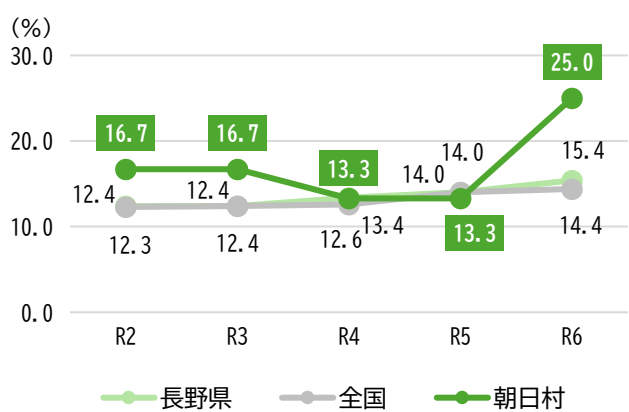
②村議会等、公職における女性の割合

村議会議員や農業委員、防災会議に占める女性の割合は国や県に比べ高い水準にあり、政策決定や意思決定の場における女性登用は一定程度進んでいます。一方、村職員の管理職や審議会等の委員に占める女性割合が国や県に比べやや低いほか、自治会長、公民館長、小中学校PTA会長、消防団員などの地域組織にいたっては、女性の役職登用は少なく、地域の意思決定にかかわる役職への女性参画が課題となっています。

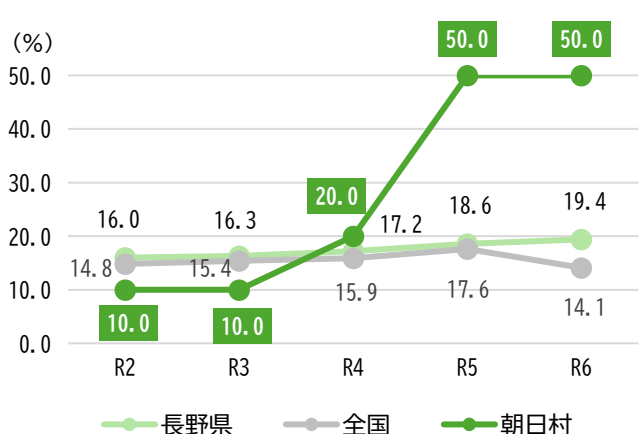
村職員(管理職)に占める女性の割合



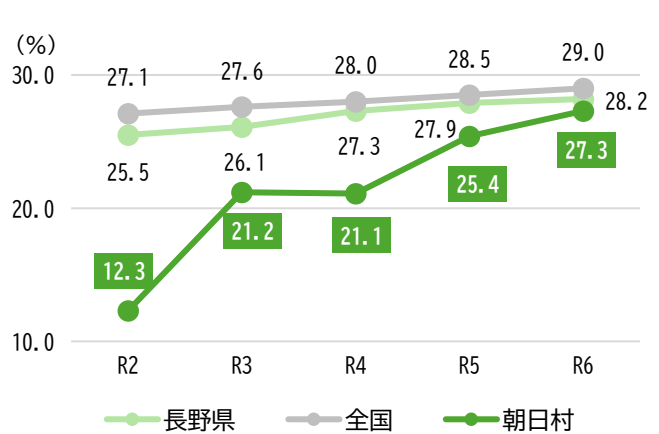
農業委員に占める女性の割合



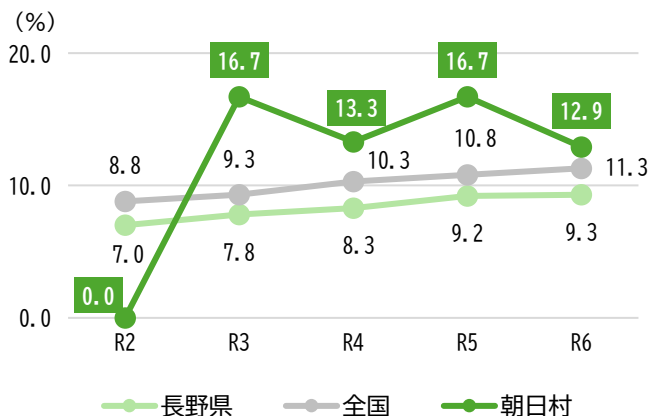
村議会における女性議員の割合



審議会等の委員に占める女性の割合



防災会議に占める女性の割合



出典:朝日村・長野県 長野県県民文化部人権・男女共同参画課調べ
 全国 内閣府男女共同参画局 女性の政策・方針決定参画状況調べ

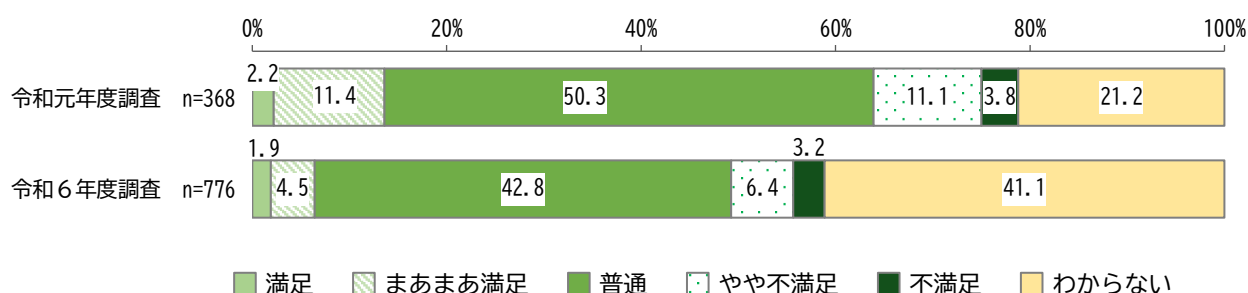
(4)男女共同参画の施策の進捗評価

総合計画の策定に合わせて、約5年ごとに実施している村民アンケートにより、村の施策の満足度・重要度評価を把握しています。「男女共同参画」施策についての満足度(「満足」と「まあまあ満足」の合計)は令和6年度調査において6.4%にとどまっており、令和元年度調査の約半数に減少しています。

また、「男女共同参画」施策の重要度(「重要」と「まあまあ重要」の合計)評価では、半数近い46.8%の村民が重要と感じており、一定の理解層と無関心層に分かれる構造がうかがえます。

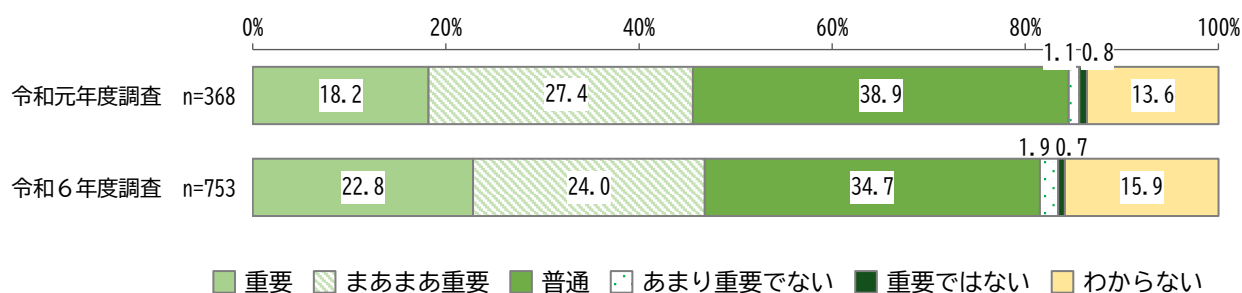
男女共同参画は、意識や行動の変容を伴う分野であり、短期間で成果が表れにくい特性を有しています。そのため、施策内容の充実に加え、分かりやすい周知や継続的な情報発信を通じて理解の裾野を広げながら、中長期的な視点で満足度の向上を図っていくことが求められます。

男女共同参画の施策満足度



「やや不満足」は、令和元年度調査では「あまり満足ではない」
 「不満足」は、令和元年度調査では「満足ではない」
 「わからない」に無回答・不明を含む

男女共同参画の施策重要度



「わからない」に無回答・不明を含む

出典：朝日村第6次総合計画(前期基本計画)に関する村民アンケート調査
 朝日村第6次総合計画(後期基本計画)に関する村民アンケート調査

2. 男女共同参画社会に関する村民アンケート調査

本調査は、「第4次朝日村男女共同参画計画」の策定に向けて、朝日村の男女共同参画における村民の意識や実態を調査し、現状と課題を把握するために実施しました。

調査結果から、社会全体で男性が優遇されていると感じる人の割合は依然として高いものの、前回調査と比較すると減少しており、平等意識の広がりが一定程度進んでいることが読み取れます。

男女の役割分担においては、「家事・子育て・介護は男女が協力して行うべきだ」と考える人が大多数を占める一方で、「子どもが幼いうちは女性は家庭にいた方がよい」とする考えも一定割合みられ、男女平等意識の高まりとともに、伝統的な価値観がなお残っている状況がうかがえます。

また、家庭内で役割分担について話し合う機会は増加しており、意識だけでなく、家庭内での対話や行動面にも変化が生じつつあると考えられます。

働く理由やワーク・ライフ・バランス^{※13}に関する結果からは、仕事と家庭生活の調和を重視する意識が高まり、「仕事と生活の調和がとれている社会」を理想とする村民が多いことが明らかとなっており、ライフスタイルや働き方に対する価値観の変化が進んでいることが示されています。

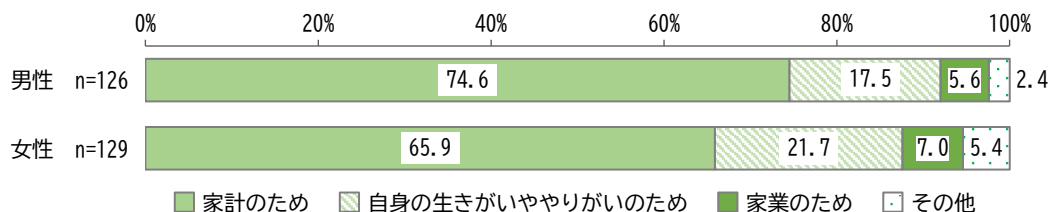
これらのことから、男女共同参画に関する意識は全体として前向きな変化が見られる一方で、家庭内の役割分担や働き方といった行動面では、従来の価値観が影響している状況が見られました。

調査対象者	住民基本台帳から無作為抽出した村内在住の15歳以上の男女
配布数	800名
有効回収数	394名(有効回収率 49.3%)
調査期間	令和7年8月27日～令和7年9月17日
調査方法	郵送配布、郵送回収及びWeb回答

(1) あなたの仕事の状況について

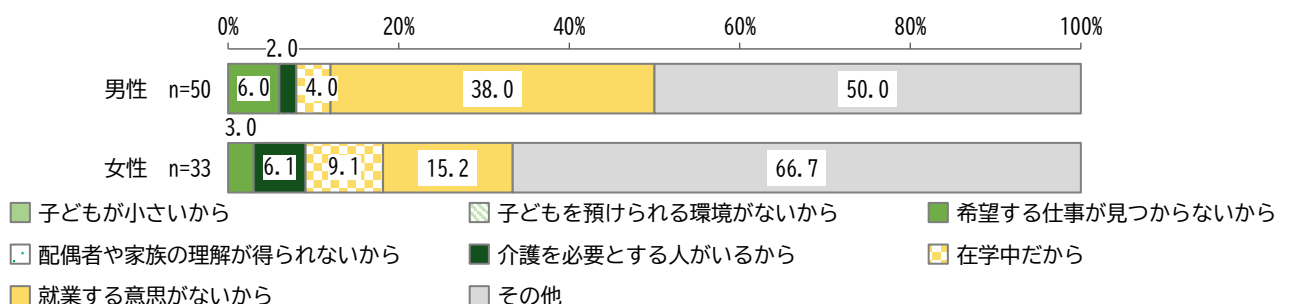
■仕事をしている理由

現在仕事をしている理由としては、「家計のため」が男女とも最も高くなっています。「自身の生きがいややりがいのため」「家業のため」と回答する割合は、男性よりも女性の方が高くなっています。



■仕事をしていない理由

現在仕事をしていない理由としては、「その他」が男女ともに最も多く、多様な事情がありますが、「子どもが小さいから」「介護を必要とする人がいるから」という回答が男性よりも女性で高くなっていることから、子育てや介護が女性の仕事に大きく影響していることが考えられます。

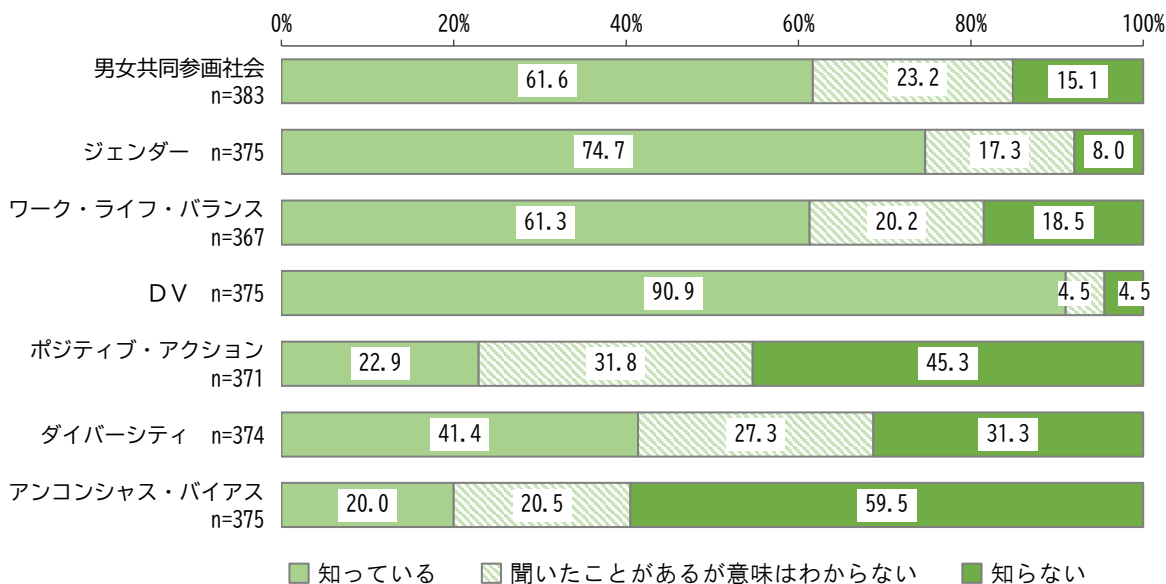


13 やりがいのある仕事と充実した私生活を両立させるという考え方。

(2)男女共同参画について

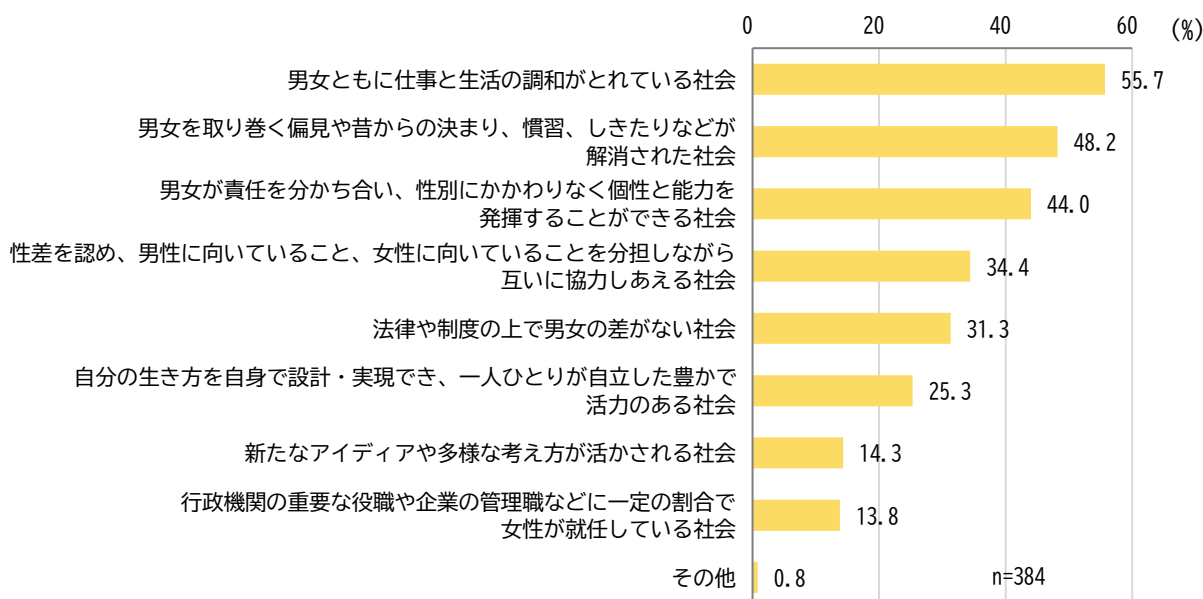
■男女共同参画にかかわる用語の認知度

男女共同参画にかかわる用語の認知度は、「DV」は 90.9%、「ジェンダー」は 74.7%の人が意味を「知っている」と回答しているのに対して、「男女共同参画社会」や「ワーク・ライフ・バランス」は6割程の認知度となっています。



■目指すべき男女共同参画社会のイメージ

朝日村が最終的に目指すべき「男女共同参画社会」は、「男女ともに仕事と生活の調和がとれている社会」が 55.7%と最も高く、次いで、「男女を取り巻く偏見や昔からの決まりなどが解消された社会」「男女が責任を分かち合い、性別にかかわらず個性と能力を發揮することができる社会」があげられています。

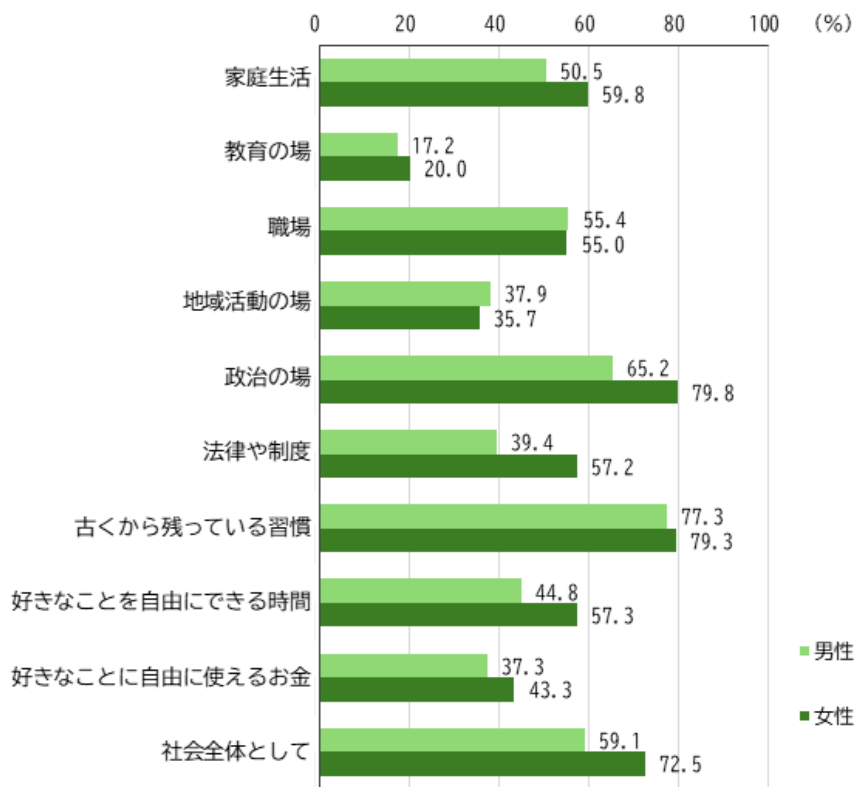


(3)男女平等・男女の役割意識について

■様々な場面における男女の平等の状況

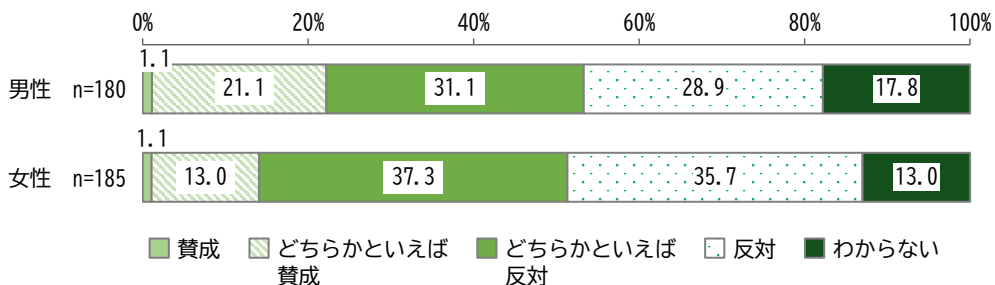
様々な場面における「男性の方が優遇されている」と思う割合を男女別にみると、女性は「政治の場」や「古くから残っている習慣」、「社会全体として」で7割を超えて高くなっています。全般的に男性よりも女性の方が「男性が優遇されている」と感じている人が多く、考え方に男女差がみられます。

「男性の方が優遇されている」と思う割合



■性別によって役割を固定する考え方への賛否

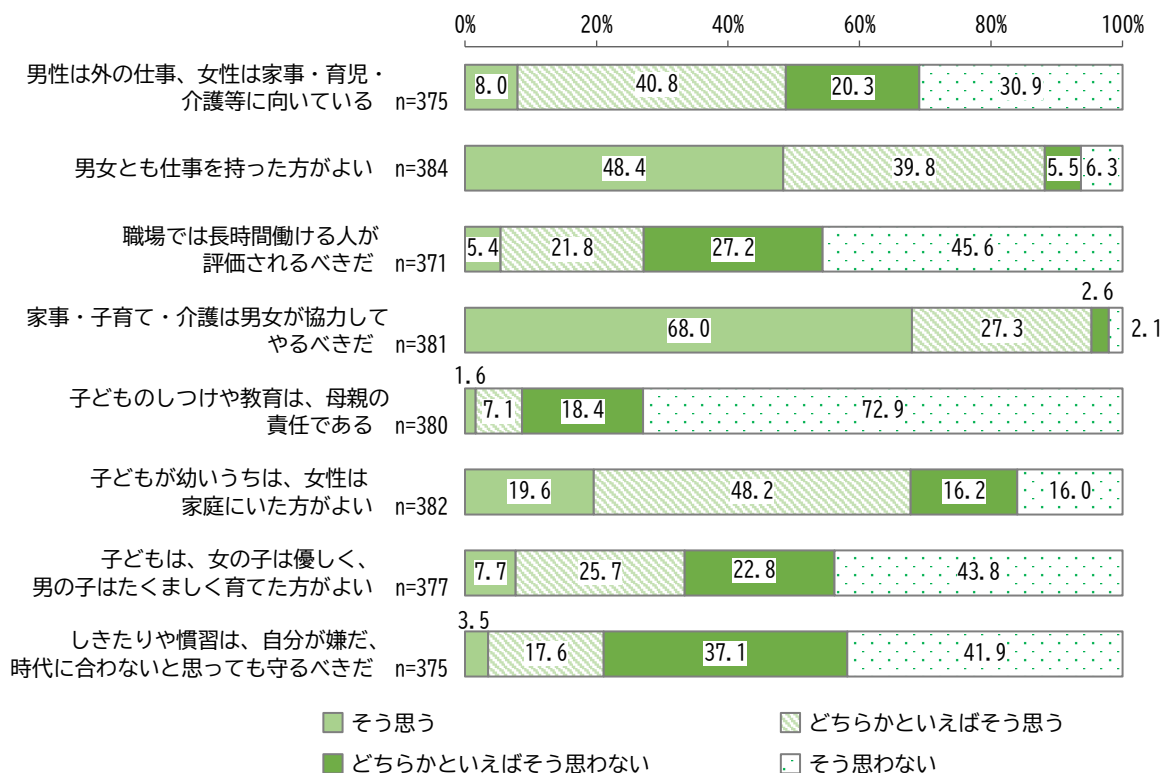
性別によって役割を固定する考え方への賛否は、女性の方が「反対」「どちらかといえば反対」と回答している割合が高くなっています。



■男女の役割分担に関する意識

男女の役割分担に関する意識をみると、「家事・子育て・介護は男女が協力してやるべき」は 95.3%が「そう思う」または「どちらかといえばそう思う」と回答しています。

一方、「男性は外の仕事、女性は家事」「子どもが幼いうちは、女性が家庭にいたほうがよい」では、「そう思う」「どちらかといえばそう思う」と回答した割合が約5割にのぼり、依然として性別役割分担意識に肯定的な回答が一定程度見られます。



(4)ワーク・ライフ・バランスについて

■ワーク・ライフ・バランスの現状

ワーク・ライフ・バランスの現状では、「仕事」と「家庭生活」とともに優先が 31.3%と最も高く、次いで「仕事」優先が 24.5%となっています。県の同様の調査と比較し、本村では「仕事」と「家庭生活」をともに優先しているという割合が高く、ワーク・ライフ・バランスが進んでいることがうかがえます。

単位：%

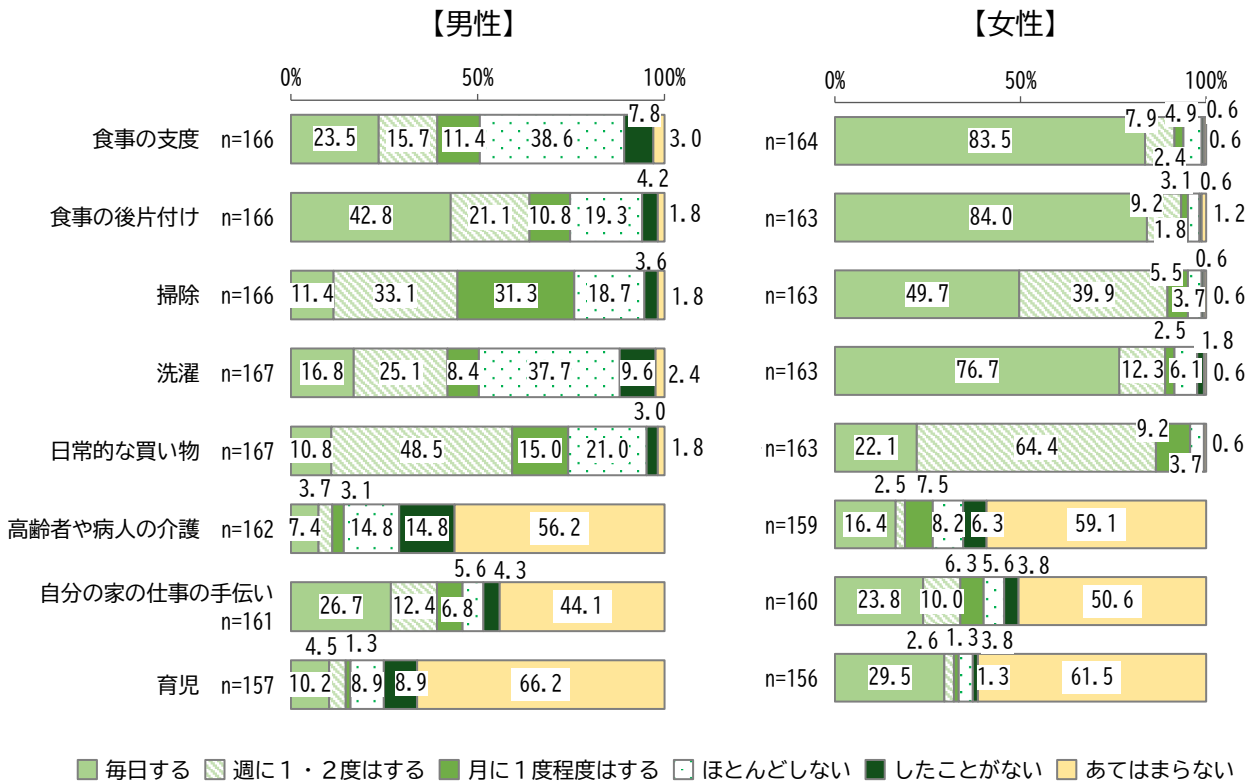
	朝日村	県
「仕事」優先	24.5	31.4
「家庭生活」優先	20.6	17.1
「地域・個人の生活」優先	2.4	3.3
「仕事」と「家庭生活」をともに優先	31.3	21.1
「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先	4.2	4.2
「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先	6.0	5.9
「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先	7.2	7.0
わからない	3.9	7.7

出典：長野県「令和6年度県民意識調査」(2024年)
 (注)県の回答は無回答も含んだ人数をベースにした割合

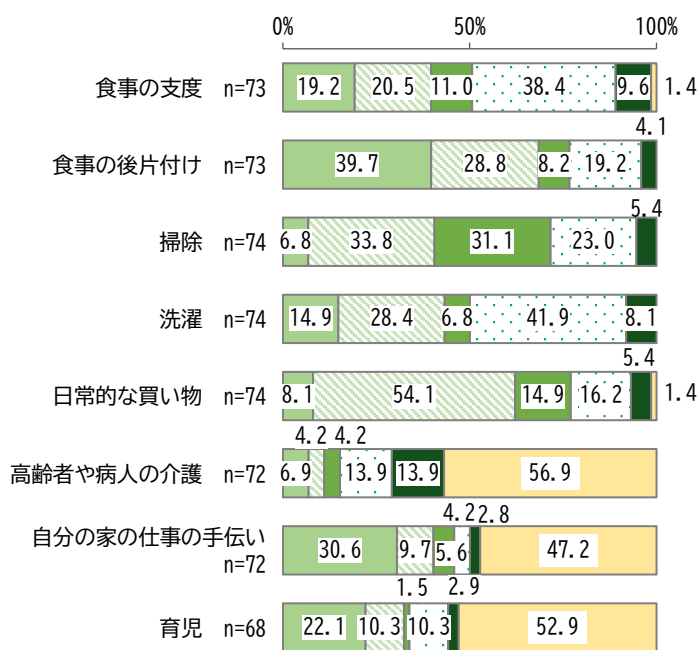
(5)家庭内の男女共同参画について

■家事等の実施状況

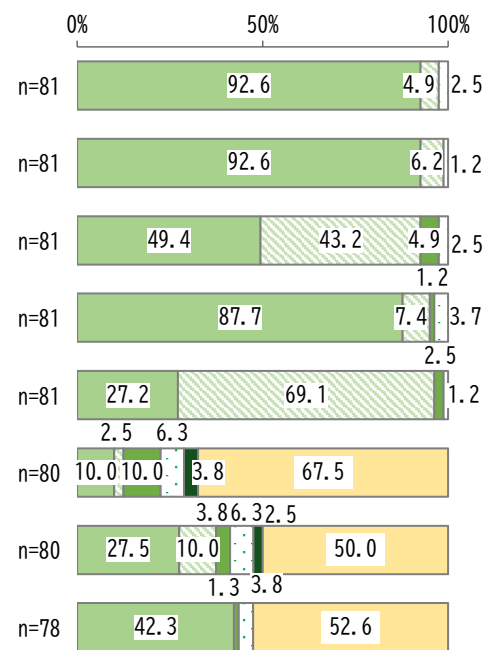
家事等の実施状況を男女別にみると、「食事の後片付け」を毎日する男性は 42.8%いますが、それ以外の家事については、男性の参加がまだ少なく、女性が毎日行っている家庭が多いのが現状です。共働き世帯でみると、「育児」を毎日する男性は 22.1%で、全体の性別割合と比較すると高くなっているものの、それ以外の家事については全体の性別割合と比較して低くなり、共働き世帯における女性の家事負担は増えています。



【共働き世帯(男性)】



【共働き世帯(女性)】

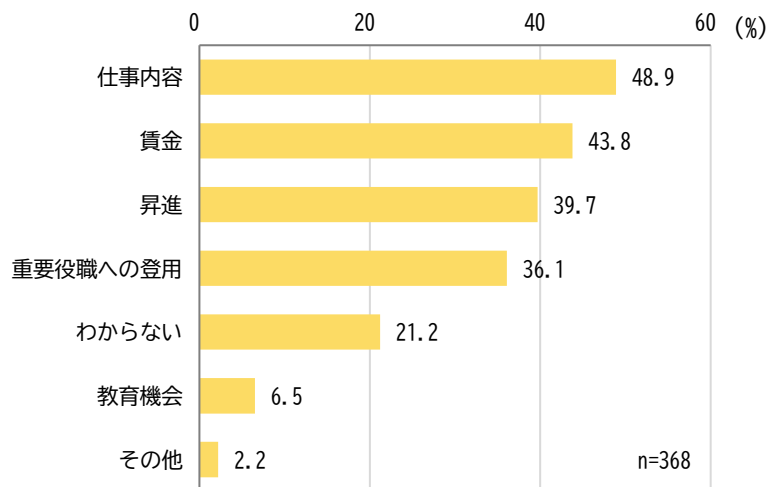


■ 毎日する ■ 週に1・2度はする ■ 月に1度程度はする ■ ほとんどしない ■ したことがない ■ あてはまらない

(6)仕事における男女共同参画について

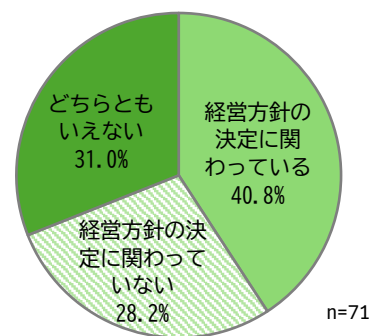
■職場の中で男女の待遇に差があると感じる分野

雇用の場において「仕事内容」「賃金」で男女の待遇の差を感じるという人が4割以上となっており、依然として男女格差があることがうかがえます。



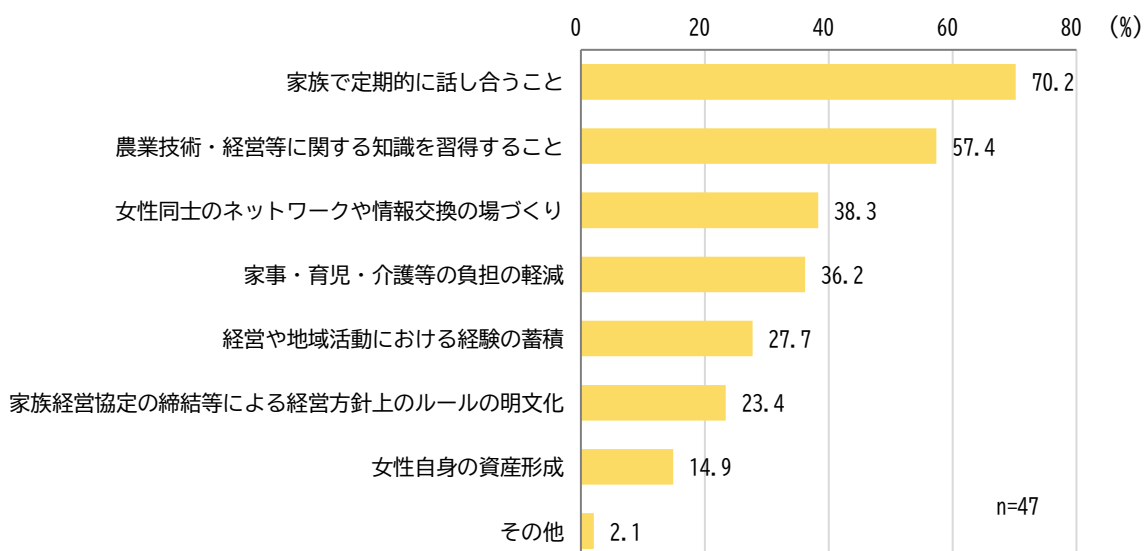
■自営業の経営における女性の参画の状況

自営業の経営における女性の参画状況では、「経営方針の決定に関わっている」が40.8%となっています。



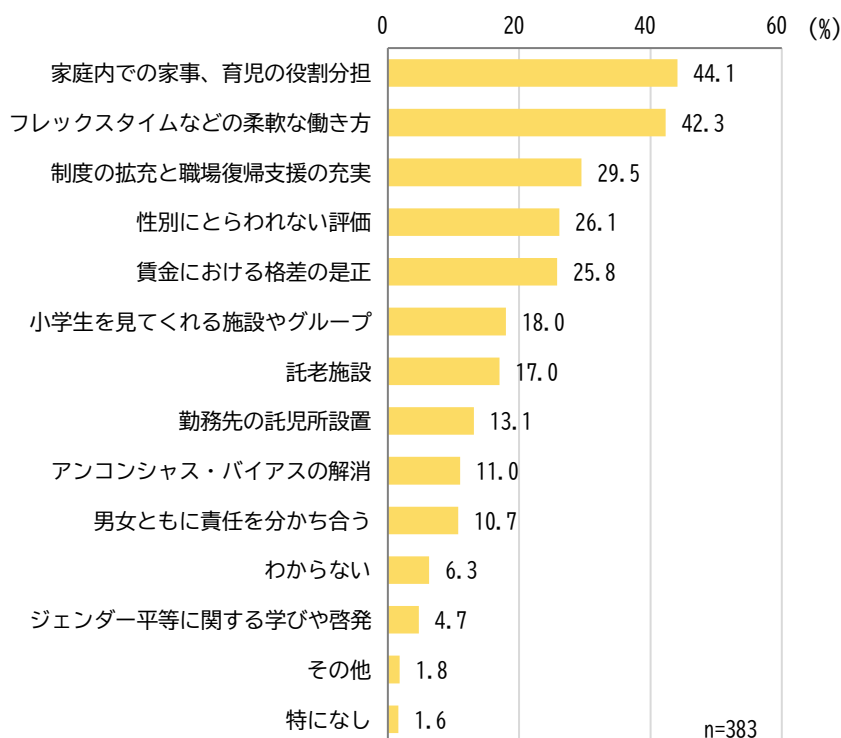
■女性が農業経営に参画しやすくするために必要なこと

女性が農業経営に参画しやすくするために必要なことでは、「家族で定期的に話し合うこと」が70.2%と最も高く、次いで「農業技術・経営等に関する知識を習得すること」があげられています。



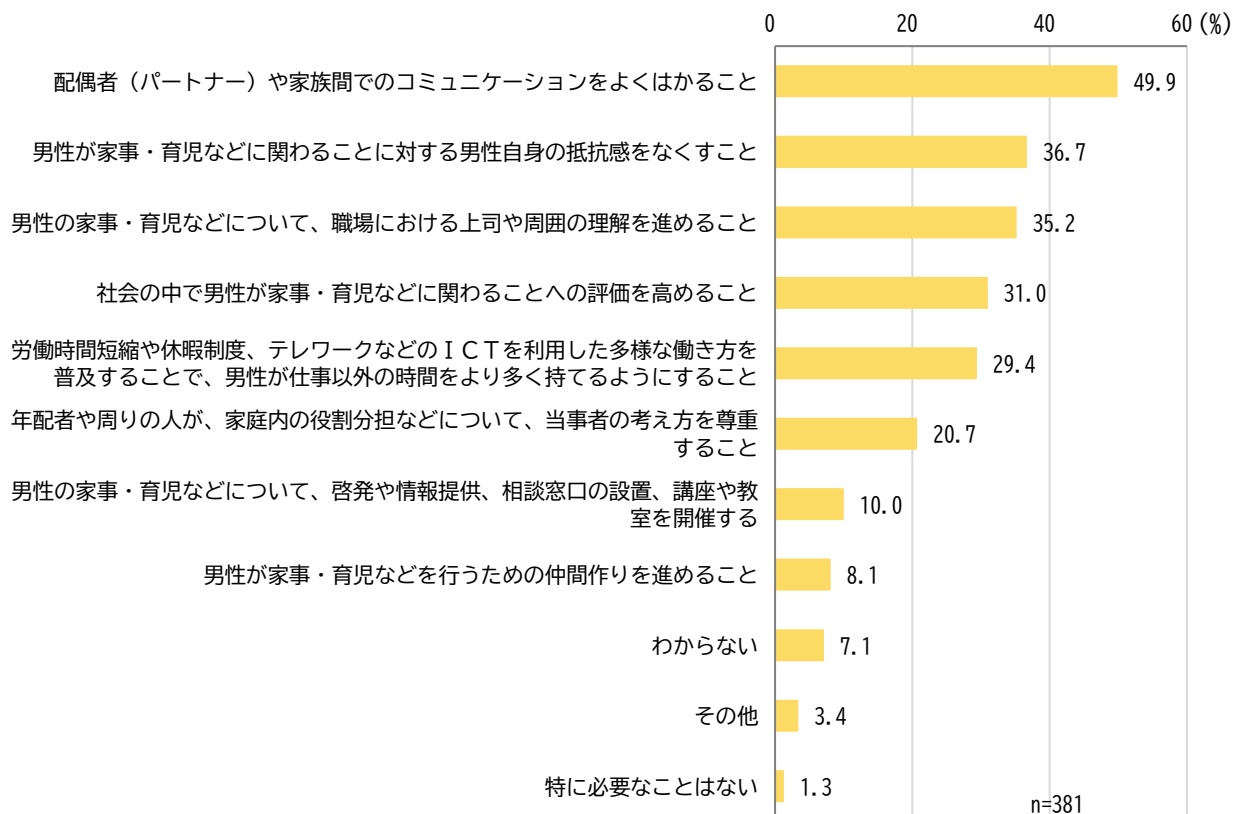
■男女が平等に働き続けるために必要なこと

男女が平等に働き続けるために必要なことは、「家庭内での家事、育児の役割分担」が 44.1%、次いで「フレックスタイム※14などの柔軟な働き方」が 42.3%となっています。



■家事等に男性が積極的に参画するために重要なこと

家事等に男性が積極的に参画するために重要なこととしては、「夫婦や家族間でのコミュニケーション」が 49.9%と最も高くあげられています。

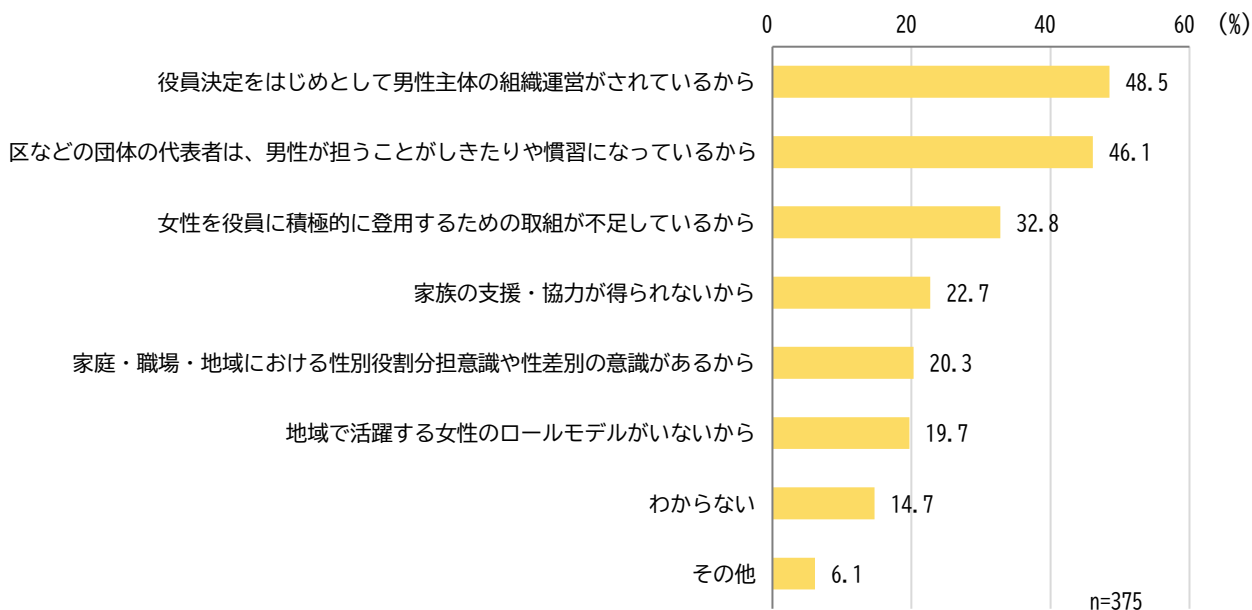


14 労働者自身が日々の労働時間の長さあるいは労働時間の配置（始業及び終業の時刻）を決定することができる制度。

(7)地域活動における男女共同参画について

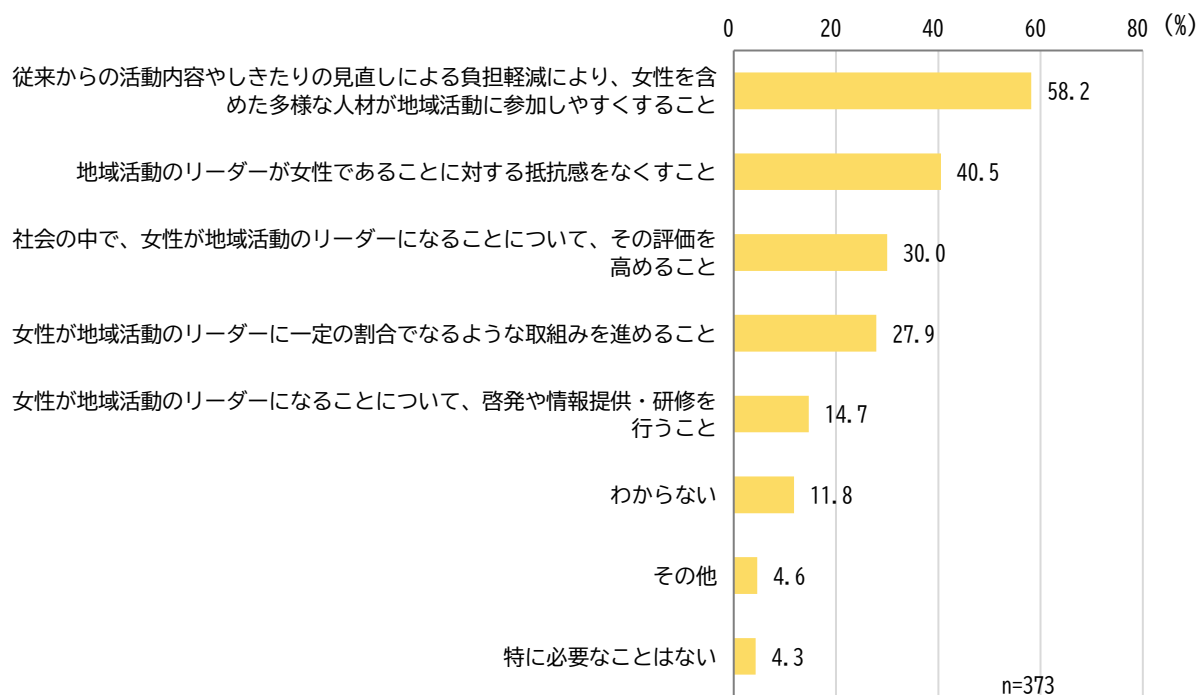
■地域活動のリーダーに女性の登用が低い理由

地域組織のリーダーに女性の登用が少ない理由は、「役員決定をはじめとして男性主体の組織運営がされているから」が48.5%、次いで「区などの団体の代表者は、男性が担うことがしきたりや慣習になっているから」が46.1%となっています。



■女性が地域活動のリーダーになるために必要なこと

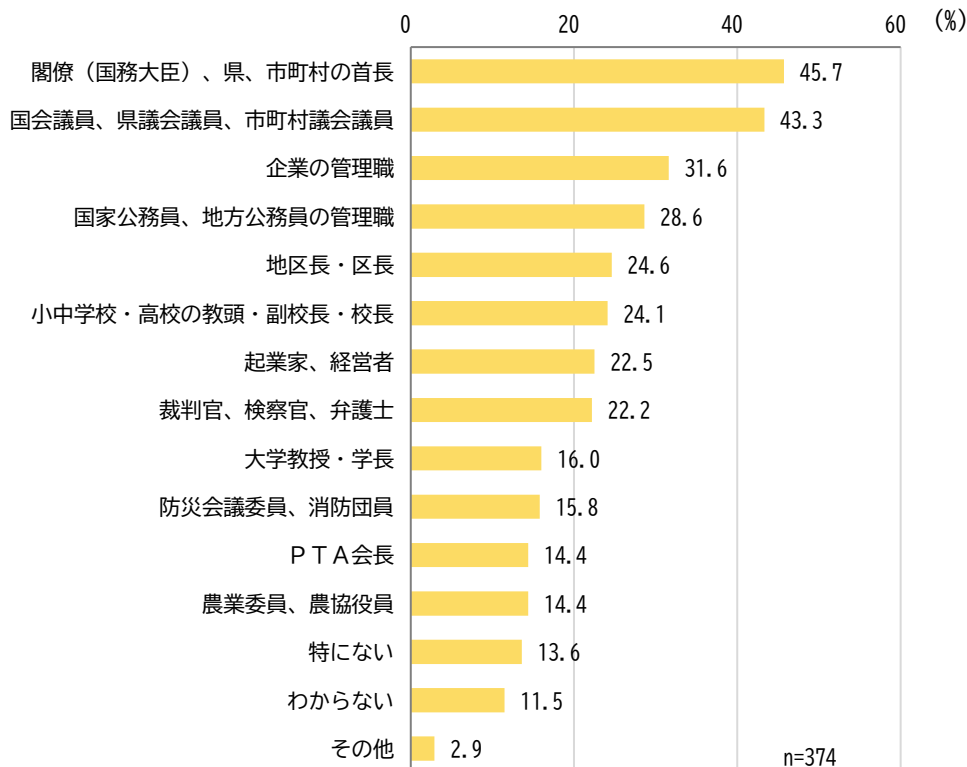
女性が地域活動のリーダーになるために必要なことは、「従来からの活動内容やしきたりの見直しによる負担軽減により、女性を含めた多様な人材が地域活動に参加しやすくすること」が58.2%、次いで「地域活動のリーダーが女性であることに対する抵抗感をなくすこと」が40.5%となっており、負担軽減や抵抗感の解消など、環境面と意識面の双方からのアプローチが必要です。



(8)政策・方針決定の場における男女共同参画について

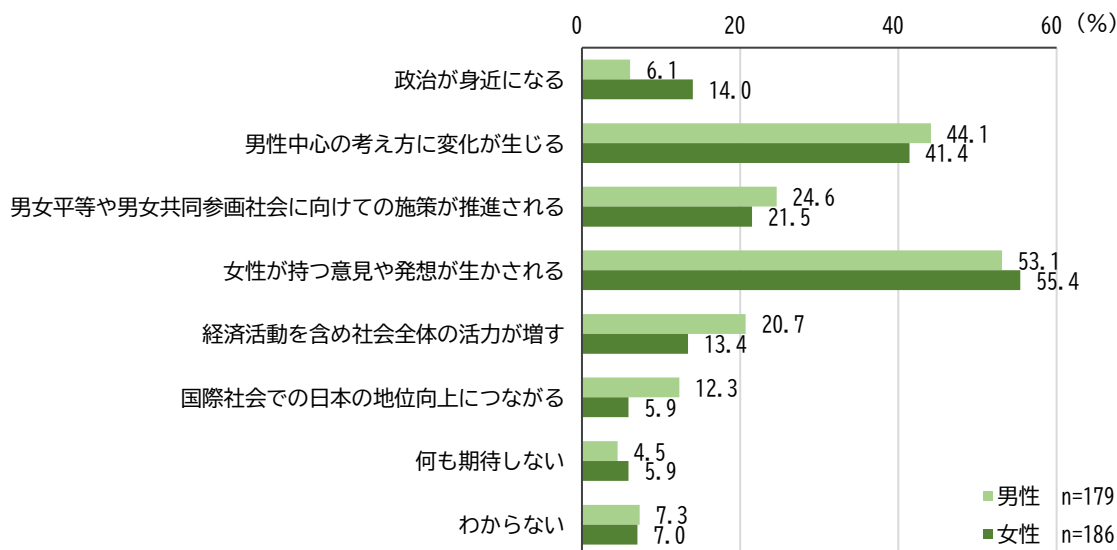
■今後、女性が増えた方がよいと思う職業

今後、女性が増えた方がよいと思う職業は、「閣僚、県、市町村の首長」が45.7%と最も高く、次いで「国会議員、県議会議員、市町村議会議員」が43.3%、「企業の管理職」が31.6%となっています。地域リーダーである「地区長・区長」についても24.6%の村民が、女性が増えた方がよいと回答しています。



■政策方針決定の場に女性が増えることで期待すること

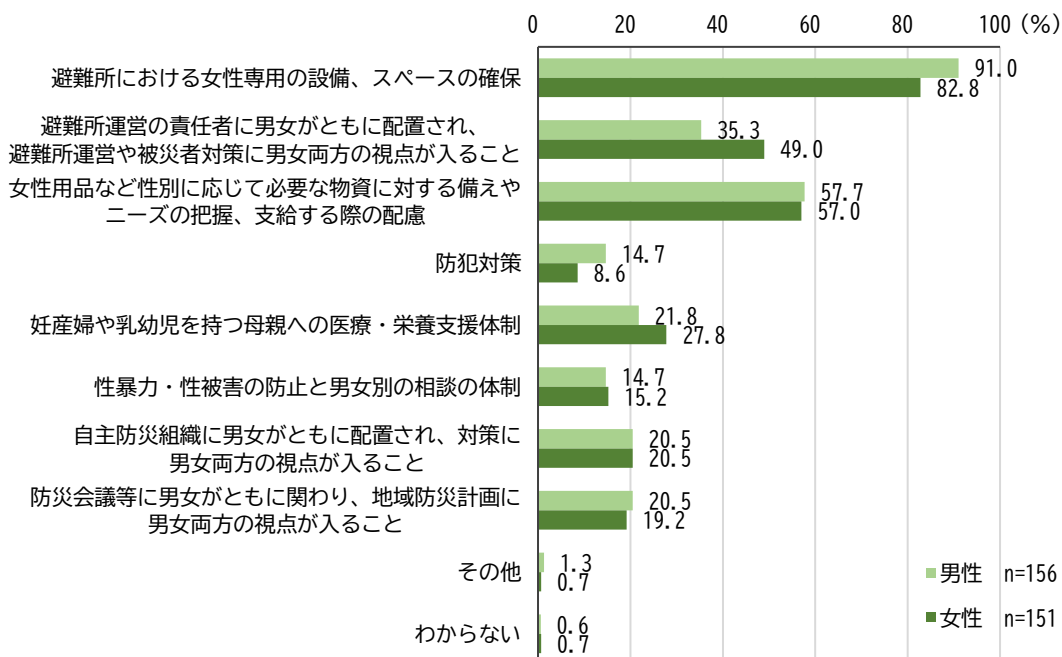
政策方針決定の場に女性が増えることで期待することを男女別で見ると、男女ともに5割超が「女性が持つ意見や発想が活かされる」と回答しており、多様な視点が反映されることへの期待の高さがうかがえます。



(9) 男女共同参画の視点からの防災・災害復興について

■男女の性別に配慮して取り組む必要があると思うもの

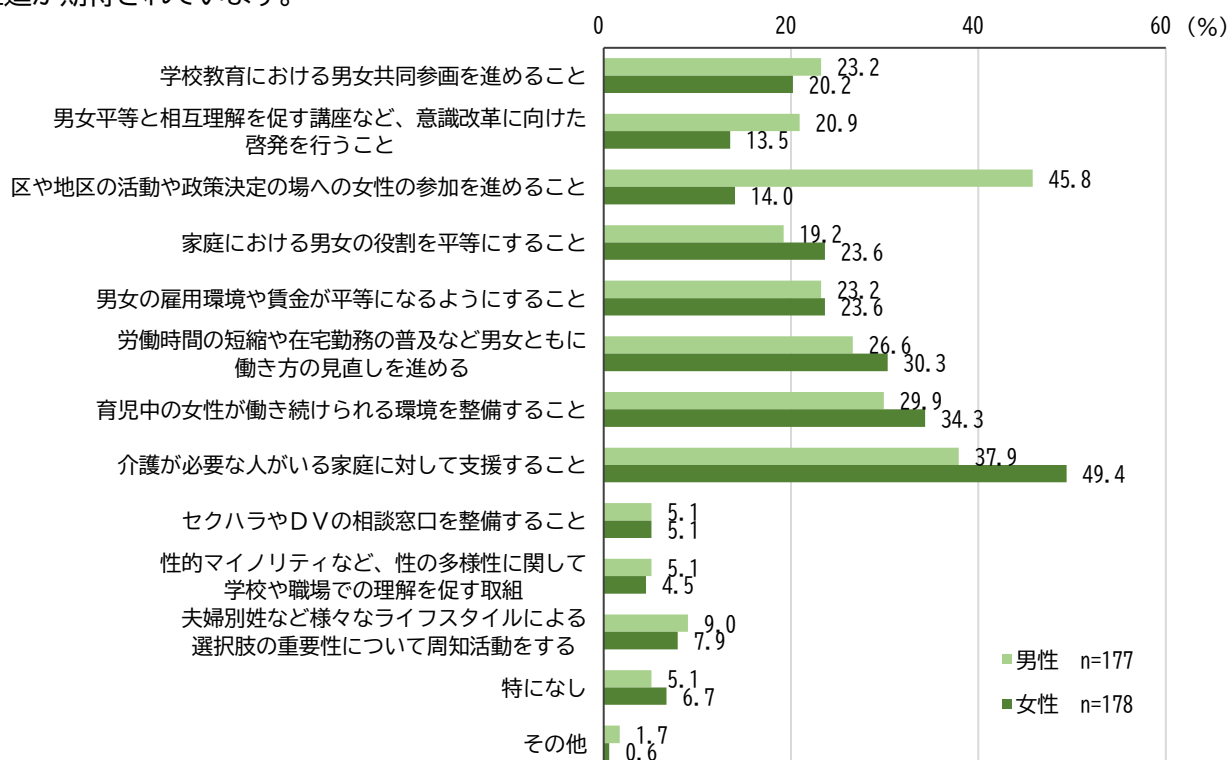
性別に配慮して取り組む必要があると思うことをたずねると、「避難所における女性専用の設備、スペースの確保」が最も高く、次いで「女性用品など性別に応じて必要な物資に対する備えやニーズの把握、支給する際の配慮」となっており、生活者の視点を踏まえたきめ細かな対応が求められています。



(10) 朝日村における男女共同参画の取組について

■今後、もっと力を入れていくべきこと

今後、もっと力を入れていくべきことを男女別にみると、女性は「介護が必要な人がいる家庭に対して支援」で、男性よりも割合が高くなっており、介護における女性負担の軽減は重要な課題といえます。男性は「区や地区の活動において男女が対等に活躍」が女性よりも高くなっており、さまざまな場面での女性活躍の推進が期待されています。



3. 第3次計画の評価

(1) 計画の評価

前期計画では、基本目標ごとに「社会全体としての平等感」や「区、地区の役職における女性の割合（全体）」、「審議会、委員会等の委員に占める女性の割合」など、29項目の活動指標及び成果目標を設定し、実施状況の把握に努めてきました。

実績値における達成状況については、29項目中17項目が目標を達成しています。

評価にあたっては、次の4つの基準に基づき、指標の達成状況を判定します。

評価区分		評価基準
◎	達成	目標に達した
○	継続	目標に達してはいないが重点的に取り組んでいる
△	未達成	停滞（縮小）している
－	評価不能	設定した指標または事業状況が異なるため評価できず

■ 成果目標

施策	目標指標	現状値 R. 2 年	目標値 R. 7 年	実績値 R. 7 年	評価
計画全体	「男女共同参画」施策の村民満足度	13.6%	20.0%	6.4% (R. 6 年)	△
基本目標Ⅰ	「男女共同参画社会」用語の認知度	52.4%	60.0%	61.6%	◎
基本目標Ⅱ	35～39 歳女性の労働力率	75.5%	78.0%	84.2%	◎
基本目標Ⅲ	本村で「暮らしやすい」と回答した人の割合	61.4%	65.0%	59.2% (R. 6 年)	△

第3次朝日村男女共同参画計画では、基本目標ごとに成果目標を設定し、取組の進捗状況を把握してきました。その結果、男女共同参画に関する用語の認知度向上や、政策・方針決定の場における女性参画の進展など、意識啓発や参画の機会づくりにおいて一定の成果が見られました。

一方で、施策全体に対する村民満足度や、地域組織・家庭・職場における実態面での男女格差の解消については、目標に達していない指標も見られます。

これらの結果から、男女共同参画に関する意識の醸成は着実に進みつつあるものの、行動や仕組みとして定着させていくことが今後の課題であり、引き続き分かりやすい周知と実効性のある取組を進めていく必要があります。

■基本目標Ⅰ 男女共同参画の基盤整備

施策1 男女共同参画推進のための制度等の整備

施策2 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

【成果】男女共同参画に関する用語の認知度は向上し、意識啓発の取組について一定の成果が見られた。推進体制の整備や情報発信を通じ、男女共同参画に対する理解の基盤づくりが進んだ。

【課題】施策全体に対する村民満足度は目標に達しておらず、取組内容や成果が十分に伝わっていない状況が見られる。

施策	活動指標		現状値 R.2年	目標値 R.7年	実績値 R.7年	評価
1	1-1	男女共同参画基本条例の制定	—	制定	制定	◎
	1-2	男女共同参画計画庁内推進協議会の年間の開催回数	4回	2回	2回	◎
2	2-1	村民向け男女共同参画推進パンフレットの作成	—	作成済	作成済	◎
	2-2	男女共同参画関する村民向け講座等あらゆる催しの参加者数	—	180人	145人	△
	2-3	ジェンダーという用語の認知度	47.8%	増加	74.7%	◎
		社会全体として「男性の方が優遇されている」と思う人の割合	男性 67.1% 女性 78.7%	減少	男性 59.1% 女性 72.5%	◎

■基本目標Ⅱ あらゆる分野における男女共同参画の推進

施策3 ワーク・ライフ・バランスの実現のための家庭生活における男女の助け合いの推進

施策4 雇用の場における女性活躍の推進

施策5 農家等自営業における男女共同参画の推進

施策6 政策・方針決定の場における女性活躍の推進

施策7 地域・自主活動における男女共同参画の推進

【成果】審議会や委員会等における女性の参画は一定程度進み、政策・方針決定の場において女性の視点が反映されつつある。また、家庭内の役割分担についても、「平等」と感じている人の割合が増加するなど、一定の進展が見られた。

【課題】区・地区の役職など地域組織における女性参画は依然として低く、慣習や性別役割分担意識が影響している状況が見られ、分野横断的に、参画しやすい環境づくりと意識改革を進める必要がある。

施策	活動指標		現状値 R.2年	目標値 R.7年	実績値 R.7年	評価
3	3-1	家事の役割分担の現状における「平等」の割合	16.5%	増加	17.0%	◎
		男性向け料理教室の開催回数	年2回	年3回	年1回	△
	3-2	男性職員の育児休暇取得率（該当者がいる場合）	0.0%	30.0%	該当者なし	◎
4	4-1	職場での待遇差「特になし」分野の比率	20.7%	増加	—	—
	4-2	事業者への啓発チラシ配布	—	年1回	年1回	◎
	4-3	年に1回以上テレワークを利用した職員率	—	50.0%	年1回未満	○
5	5-1	農村生活マイスター認定者数	8名	10名	7名	△
	5-2	「NAGANO 農業女子」登録数	0名	5名	0名	—
	5-3	家族経営協定の締結数（累積）	23世帯	30世帯	29世帯	△
6	6-2	審議会、委員会等の委員に占める女性の割合	20.1%	25.0%	27.5%	◎
		農業委員に占める女性の割合	16.7%	30.0%	25.0%	△
	6-3	村議会議員選挙の候補者に占める女性の割合	10.0%	35.0%	50.0%	◎
7	7-1	区、地区の役職における女性の割合（全体）	0.0%	10.0%	5.0%	△
		公民館関係の役職における女性の選出（累積）	0人	1人以上	1人	◎

■基本目標Ⅲ 安心・安全な暮らしの実現

施策8 非常時における男女共同参画の推進

施策9 ライフステージに応じた健康支援

施策10 暴力やハラスメントの根絶

施策11 困難を抱える女性等への支援

【成果】防災分野における女性参画や、健康支援、DV対策など、安心・安全な暮らしの実現に向けた取組は一定の成果を上げている。特に防災分野における女性の参画が躍進した。

【課題】暴力やハラスメント、困難な状況に置かれている人への支援については、潜在的な課題が見えにくく、支援につながりにくい側面があるため、相談体制の充実と周知、関係機関との連携強化が必要である。

施策	活動指標		現状値 R.2年	目標値 R.7年	実績値 R.7年	評価
8	8-1 8-2	防災会議の委員に占める女性の割合	6.7%	15.0%	20.0%	◎
9	9-1	思春期や更年期に関する情報提供回数 (広報・健康情報誌)	年0回	年1回	年1回	◎
	9-2	介護予防教室への参加割合(男女比)	女:男 =95:5	女:男 =90:10	女:男 =85:15 (R6年)	◎
	9-3	65歳以上人口に占める就業により収入を得ている者の割合	67.5% (R1年)	70.0%	-	-
10	10-2	役場職員を対象とした研修の開催回数	-	年1回	0回	△
		役場におけるハラスメントの相談発生件数	-	0件	0件	◎
		事業者への啓発チラシ配布	-	年1回	年1回	◎
11	11-1	ひとり親家庭への就業支援件数 (相談及び関係機関への紹介)	2件	3件	0件	○
	11-3	障がい者福祉施設から一般就労への移行者数	0人	1人	2人	◎

※目標指標 3-3、6-1、7-2、10-1、10-3、11-2 は活動指標なし。

第3章 計画の基本的な考え方

第3章 計画の基本的な考え方

第1節 基本理念

互いを尊重し、支え合い、多様な個性が輝く朝日村

第3次朝日村男女共同参画計画の「認め合い、助け合い、みんなが輝く朝日村」の基本理念の要素を受け継ぎつつ、これからは男女という性別だけにとらわれることなく、個人のさまざまな生き方を尊重する多様性の概念が重要であることから、個人を尊重し、互いに支え合いながら、すべての世代が輝く共生の村づくりを目指し、本計画の基本理念を「互いを尊重し、支え合い、多様な個性が輝く朝日村」とします。

第2節 基本目標

本計画では、上記の基本理念のもと、本村の現状と課題を踏まえるとともに、国や長野県の計画との整合も図りながら、基本目標を以下の4つとし、目標の達成に向けて必要な施策を実施します。

基本目標Ⅰ 男女共同参画推進体制の整備・強化

基本目標Ⅱ 地域における男女共同参画の取組の推進

基本目標Ⅲ 職業生活における男女共同参画の推進
(※施策の一部が「女性活躍推進計画」を兼ねる)

基本目標Ⅳ 安心・安全な暮らしの実現
(※施策の一部が「DV対策基本計画」「困難な問題を抱える女性への支援計画」を兼ねる)

また、施策の実施による成果として、計画全体及び基本目標ごとに達成を目指す数値目標を以下のように入めます。

■成果目標

	指標	現状値	目標値 (R12年)
計画全体	「男女共同参画」施策の村民満足度 【総合計画策定時の村民アンケート調査】	6.4% (R6年)	15.0%
基本目標Ⅰ	「男女共同参画社会」用語の認知度 【男女共同参画に関する村民アンケート調査】	61.6% (R7年)	65.0%
基本目標Ⅱ	地域自治活動における女性参加率 【男女共同参画に関する村民アンケート調査】	66.1% (R7年)	70.0%
基本目標Ⅲ	現在の社会は「女性が働きやすい」と回答した人の割合 【男女共同参画に関する村民アンケート調査】	56.8% (R7年)	60.0%
基本目標Ⅳ	本村で「暮らしやすい」と回答した人の割合 【総合計画策定時の村民アンケート調査】	59.2% (R6年)	63.0%

第3節 施策体系

基本目標	施策	取組
I 男女共同参画推進体制の整備・強化	1 男女共同参画推進のための制度等の整備	1-1 男女共同参画計画の進捗管理
	2 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革	2-1 男女共同参画社会に関する情報発信
		2-2 男女共同参画に関する学習機会づくり 2-3 多様な性のあり方についての理解促進
II 地域における男女共同参画の取組の推進	3 政策・方針決定の場における女性活躍の推進	3-1 行政機関における女性管理職の積極的な参画促進
		3-2 村の審議会、委員会への女性委員の登用促進
	4 地域・自主活動における男女共同参画の推進	4-1 地域組織における女性リーダーの育成支援
		4-2 地域活動への女性参画の推進
	5 非常時における男女共同参画の推進	5-1 感染症拡大防止や災害等の非常時における女性活躍の推進 5-2 男女共同参画の視点に立った災害対策
III 職業生活における男女共同参画の推進	6 ワーク・ライフ・バランスの実現のための家庭生活における男女の助け合いの推進	6-1 男性の家事・育児・介護等への参加促進
		6-2 ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発
	7 職業生活における女性活躍の推進	7-1 企業の育休等の制度の整備と取得の促進 7-2 女性の再就職支援 7-3 働きやすい職場づくりの推進
施策6～8 女性活躍推進計画	8 農家等における男女共同参画の推進	8-1 農業分野の女性リーダーの育成と活動支援 8-2 就農支援 8-3 女性農業者の経営参画
IV 安心・安全な暮らしの実現	9 ライフステージに応じた健康支援	9-1 女性の心とからだに関する学びの機会充実と支援
		9-2 ライフステージに応じた男女の健康課題への取組
	10 暴力やハラスメントの根絶	10-1 DV等の暴力に関する相談支援と適切な連携体制の整備
		10-2 DVやハラスメントに関する教育の推進
		10-3 被害者の自立に向けた支援
施策10 DV対策基本計画	11 困難な状況に置かれている人への支援	11-1 ひとり親家庭への支援
施策11 困難な問題を抱える女性への支援計画		11-2 貧困家庭への支援 11-3 障がい者への支援 11-4 男女特有の生きづらさを抱える人への相談支援

第4章 施策の展開

第4章 施策の展開の見方について

■基本目標
基本理念の実現に向けて取り組むこと

■施策
「基本目標」を実現するために取り組むこと

基本目標 I 男女共同参画推進体制の整備・強化

男女共同参画の村づくりを進めるために必要な基本となる制度や計画の策定、推進体制などの基盤整備を進めます。

また、男女共同参画社会の実現に不可欠な村民一人ひとりの意識・行動の変容を促すための情報提供や学びの機会の充実を図ります。

施策1 男女共同参画推進のための制度等の整備

現状と課題

国では令和8年に「第6次男女共同参画基本計画」を策定し、「男女共同参画の推進による多様な幸せ(ウェルビーイング※1)の実現」と「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化」を政策領域に掲げ、推進体制の強化を図っています。

また、県においても令和8年に「第6次長野県男女共同参画計画」を策定し、ジェンダー平等の実現とジェンダー・ギャップの解消に向け、「ジェンダー主流化」の考え方を明確にしています。

今後の方向性

本計画は、現在の本村の状況や社会情勢の変化、国や県の動向を踏まえ、第3次朝日村男女共同参画計画を見直し策定したものです。本村では、令和4年に「朝日村男女共同参画基本条例」を施行し、「朝日村男女共同参画計画庁内推進協議会」による進捗管理と、「朝日村男女共同参画審議会」による外部評価を行うことで、男女共同参画の取組を着実に推進するための基盤整備を進めてきました。また、本計画においては、国の方針を踏まえ、未策定であった「困難な問題を抱える女性への支援計画」に市町村が定めるべき事項を本計画に位置付け、今後も男女共同参画社会の実現に向けて、一体的かつ総合的に施策を推進していくこととします。

施策の取組内容

取組	具体的な取組の内容	担当課
1-1 男女共同参画計画の進捗管理	<ul style="list-style-type: none"> 朝日村男女共同参画計画庁内推進協議会の定期的な開催による計画の進捗評価・検証を実施します。 朝日村男女共同参画審議会において外部評価を行い、取組の改善を図ります。 計画の更新時期に合わせて「男女共同参画社会に関する村民アンケート」を実施し、村民の意識や行動の変化等を計測し、男女共同参画施策の進捗管理を行います。 	総務課

活動指標

指標	現状値 (R7年)	目標値 (R12年)
朝日村男女共同参画計画審議会の年間の開催回数	2回	2回

■施策の取組内容
「今後の方向性」に基づき、具体的に展開していく取組とその内容

■活動指標
取組の実施状況や進捗状況を客観的に把握するために設定した目標

■現状と課題
施策に関する社会全体の動向や現状と、それを取り巻く課題

■今後の方向性
「現状と課題」を踏まえ、施策に関する朝日村の現状と、今後取り組む施策の基本的な方向

■施策の展開
基本目標ごとに色で表示
 ● 基本目標1
 ● 基本目標2
 ● 基本目標3
 ● 基本目標4

第1章

計画策定にあたって

第2章

男女共同参画の背

第3章

基本的な考え方

第4章

施策の展開

資料編

基本目標 I

男女共同参画推進体制の整備・強化

施策1 男女共同参画推進のための制度等の整備

施策2 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ 男女共同参画推進体制の整備・強化

男女共同参画の村づくりを進めるために必要な基本となる制度や計画の策定、推進体制などの基盤整備を進めます。

また、男女共同参画社会の実現に不可欠な村民一人一人の意識・行動の変容を促すための情報提供や学びの機会の充実を図ります。

施策1 男女共同参画推進のための制度等の整備

現状と課題

国では令和8年に「第6次男女共同参画基本計画」を策定し、「男女共同参画の推進による多様な幸せ(ウェルビーイング^{※15})の実現」と「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備・強化」を政策領域に掲げ、推進体制の強化を図っています。

また、県においても令和8年に「第6次長野県男女共同参画計画」を策定し、ジェンダー平等の実現とジェンダー・ギャップの解消に向け、「ジェンダー主流化」の考え方を明確にしています。

今後の方向性

本計画は、現在の本村の状況や社会情勢の変化、国や県の動向を踏まえ、第3次朝日村男女共同参画計画を見直し策定したものです。本村では、令和4年に「朝日村男女共同参画基本条例」を施行し、「朝日村男女共同参画計画庁内推進協議会」による進捗管理と、「朝日村男女共同参画審議会」による外部評価を行うことで、男女共同参画の取組を着実に推進するための基盤整備を進めてきました。また、本計画においては、国の方針を踏まえ、未策定であった「困難な問題を抱える女性への支援計画」に市町村が定めるべき事項を本計画に位置づけ、今後も男女共同参画社会の実現に向けて、一体的かつ総合的に施策を推進していくこととします。

施策の取組内容

取組	具体的な取組の内容	担当課
1-1 男女共同参画計画の 進捗管理	・朝日村男女共同参画計画庁内推進協議会の定期的な開催による計画の進捗評価・検証を実施します。 ・朝日村男女共同参画審議会において外部評価を行い、取組の改善を図ります。 ・計画の更新時期に合わせて「男女共同参画社会に関する村民アンケート」を実施し、村民の意識や行動の変化等を計測し、男女共同参画施策の進捗管理を行います。	総務課

活動指標

指標	現状値 (R7年)	目標値 (R12年)
朝日村男女共同参画計画審議会の年間の開催回数	2回	2回

15 1946年に採択された世界保健機関(WHO)憲章で示された概念。人の権利や自己実現が保障され、身体的・精神的・社会的に良好な状態にあることを意味する。

施策2 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

現状と課題

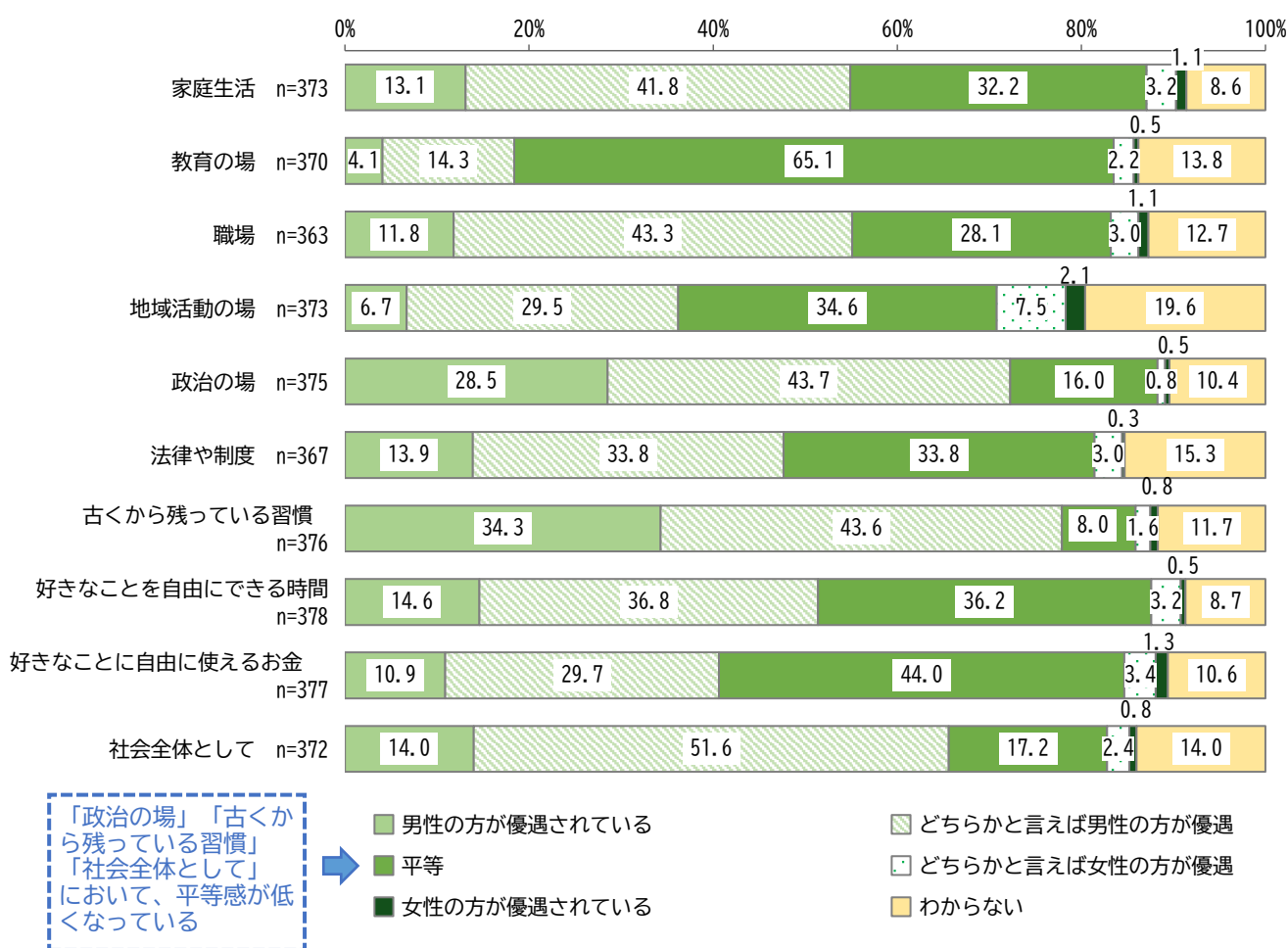
国や県では、LGBTQ など多様な性のあり方の理解促進や、性別にとらわれないキャリア形成を支援するジェンダー平等教育※¹⁶といったジェンダー・ギャップの解消のための取組が進められており、地域においても、性別によらず誰もが自分らしく活躍できる社会づくりが求められています。

今後の方向性

本村では、村民アンケートを通じて「政治の場」「古くから残っている習慣」「社会全体として」で、特に男女が平等に扱われていないと感じる人が多いことがわかり、村民の中には慣習・固定観念・無意識の偏見に起因する不平等感が残っていることがうかがえます。

これまでの固定的役割分担意識等を払拭し、周知・啓発や情報発信、社会教育を通じて女性や若者、多様な性の人等、多様性を尊重し支え合う意識の醸成に取り組むことで、あらゆる人が自分らしく活躍できる男女共同参画社会の実現をめざします。

各分野や場面における男女の平等感



出典：男女共同参画社会に関する村民アンケート調査(R7年)

16 性別による固定的な役割分担意識や偏りをなくし、性別にかかわらず、誰もが等しく学び、自らの個性や能力を発揮できる力を育む教育。

施策の取組内容

取組		具体的な取組内容	担当課
2-1	男女共同参画社会に関する情報発信	・本村公式ホームページや広報紙などへの情報掲載を行い、周知・啓発に努めます。	総務課
2-2	男女共同参画に関する学習機会づくり	・長野県男女共同参画センター「あいとぴあ」※17主催講座等、男女共同参画に関する村民向けの講座を実施します。	総務課
		・ジェンダーバイアス※18に気づく公民館講座を企画し、幅広い世代の参加を募り実施します。	教育政策課
2-3	多様な性のあり方についての理解促進	・村民の意識に定着するよう毎年同じ時期に図書館にLGBTQ関連本のコーナーを作り、関心喚起や学びのきっかけづくりを行います。 ・学童期においてジェンダー平等などの理解促進の機会を設けます。	教育政策課
		・LGBTQ等を含めた性に関する情報を広報や健康情報誌等により提供し、理解促進を図ります。 ・LGBTQの方に対して、長野県パートナーシップ届出制度に対応し提供されている行政サービスを周知し、更に今後できるサービスを検討します。	住民福祉課

活動指標

指標	現状値 (R7年)	目標値 (R12年)
わくわく館でジェンダー平等に関する教室の開催	0回	年1回
男女共同参画に関する村民向け講座等への参加者数	145人	180人
LGBTQ等を含めた性に関する情報提供回数 (広報・健康情報誌等)	1回	1回
社会全体として「平等」と思う人の割合 【男女共同参画に関する村民アンケート調査】	男性 22.7% 女性 12.1%	男性 25.0% 女性 15.0%

17 男女共同参画社会づくりの促進に関する施策を実施するとともに、県民及び事業者による男女共同参画社会づくりに関する活動を支援するため、長野県が設置した総合的な拠点施設。

18 性別によって「こうあるはず」「この役割が向いている」等と無意識に決めつけてしまう考え方。

基本目標Ⅱ 地域における男女共同参画の取組の推進

家庭、仕事、政策・方針決定の場、地域活動など、生活のあらゆる場面において、固定的な役割分担意識に左右されることなく、男女平等に活躍の機会が与えられ、誰もが生き生きと活躍できる地域社会が求められています。

各場面に応じた意識啓発や女性の活躍を後押しするための支援に取り組み、非常時の対応や備えに女性の視点を活かした防災・災害復興体制の整備を進めます。

施策3 政策・方針決定の場における女性活躍の推進

現状と課題

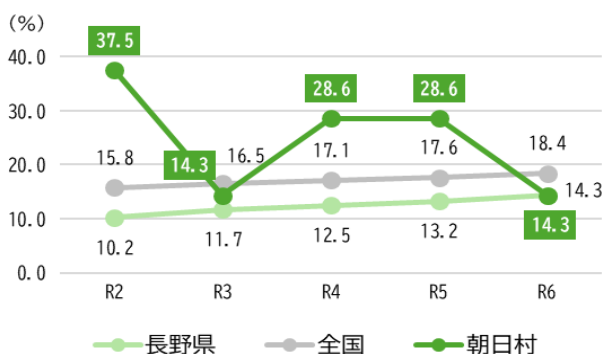
国の「第6次男女共同参画基本計画」では、国会議員や検察官・裁判官、国家公務員の役職者や審議等の委員における女性の割合の上昇を成果目標として掲げる等、あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画拡大を図っています。

今後の方向性

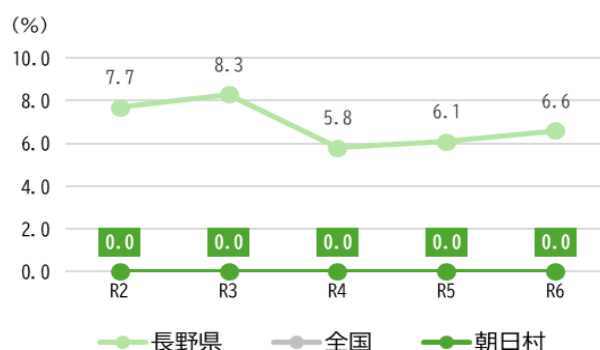
本村の村政の意思決定にかかわる場面における女性の参画状況を見ると、村議会議員や農業委員、防災会議では女性の参画が一定程度進んでいる一方で、村職員の管理職や自治会長、公民館分館長など、地域組織における女性の割合は依然として低い状況にあります。

意思決定の場に多様な視点を取り入れられるよう、政治の場における女性の活躍や、村の職員等の採用や管理職等の登用において性差のない組織づくりを進め、女性の活躍を後押しする機運を高めていきます。

市町村職員管理職 課長級以上に占める女性の割合



公民館長に占める女性の割合



朝日村・長野県：長野県市町村における「女性の参画状況」マップ
 全国：内閣府男女共同参画局 女性の政策・方針決定参画状況調べ

施策の取組内容

取組		具体的な取組内容	担当課
3-1	行政機関における女性管理職の積極的な参画促進	<ul style="list-style-type: none"> ・性別にとらわれない人材の配置に努めます。 ・中堅職員への女性リーダー研修を実施します。 	総務課
3-2	村の審議会、委員会への女性委員の登用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会、委員会女性委員の登用促進のため、男女共同参画意識啓発を推進します。 	全課

活動指標

指標	現状値 (R7年)	目標値 (R12年)
審議会、委員会等の委員に占める女性の割合	29.3%	30.0%
農業委員に占める女性の割合	25.0%	25.0%
女性管理職の割合	14.0%	28.0%



施策4 地域・自主活動における男女共同参画の推進

現状と課題

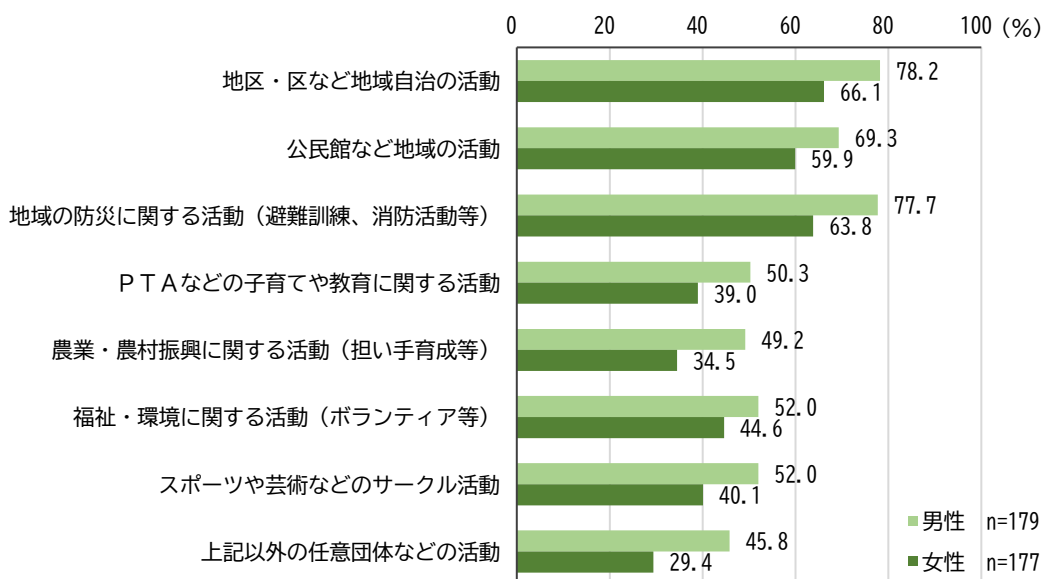
男女共同参画社会を実現するためには、男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野で個性と能力を発揮して主体的に参画していくことが必要です。人口減少や、ライフスタイルの変化などから地域コミュニティの弱体化が危惧されており、地域・自主活動への積極的な参加促進が求められます。

今後の方向性

本村の男女共同参画において大きな課題となっているのが、地域活動や地域組織における女性参画です。区長・地区長や公民館長、小・中学校のPTA会長など、地域活動・組織におけるリーダーはいまだに男性が登用される慣習が根強く残っています。村民アンケートで現在参加している地域活動をみると、いずれも男性の活躍が目立ちます。

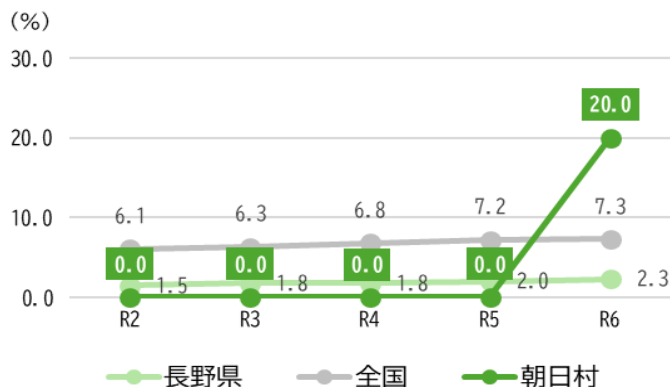
防災分野をはじめとして、女性の視点を活かすことが重要とされる地域活動もあります。これまでのしきたりや習慣を見直し、活動の負担軽減や内容の工夫などにより参加のハードルを下げること、女性が地域活動に参画しやすい環境を整えるための取組を推進します。

現在参加している活動(複数回答)



出典:男女共同参画社会に関する村民アンケート調査(R7年)

自治会長(区長)に占める女性の割合



朝日村・長野県:長野県市町村における「女性の参画状況」マップ
 全国:内閣府男女共同参画局 女性の政策・方針決定参画状況調べ

施策の取組内容

取組		具体的な取組内容	担当課
4-1	地域組織における女性リーダーの育成支援	・区長、地区長など地域の意思・方針決定の場へ女性登用を呼びかけます。	総務課
		・正副公民館長・分館長に女性を登用するよう、選出する地区や団体に働きかけます。	教育政策課
4-2	地域活動への女性参画の推進	・自治会常会の柔軟な参画形態の推奨により、女性が参加しやすい機会づくりを促します。	総務課

活動指標

指標	現状値 (R7年)	目標値 (R12年)
区長、地区長の役職における女性の割合(全体)	7.6%	10.0%
正副公民館長、分館長の役職における女性の選出(累積)	1人	1人以上



施策5 非常時における男女共同参画の推進

現状と課題

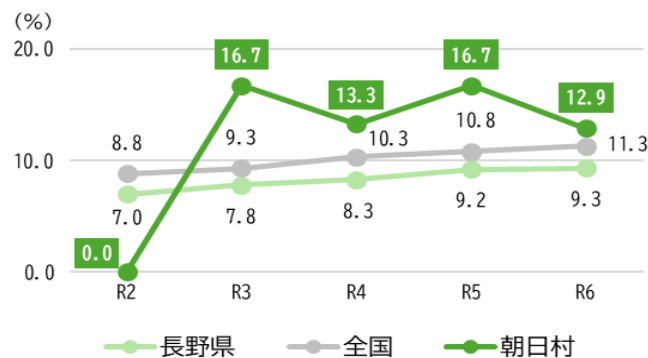
近年では、全国的に台風や地震といった自然災害による被害が毎年発生しており、また令和元年度に発生した新型コロナウイルス感染症の全国的な流行は、生活のあらゆる場面に多くの影響を及ぼしました。こうした非常時には、特に女性や子どもなどが非常時の被害を受けやすい状況になることが懸念され、非常時対策には女性の視点を取り入れて取り組んでいくことが求められています。

今後の方向性

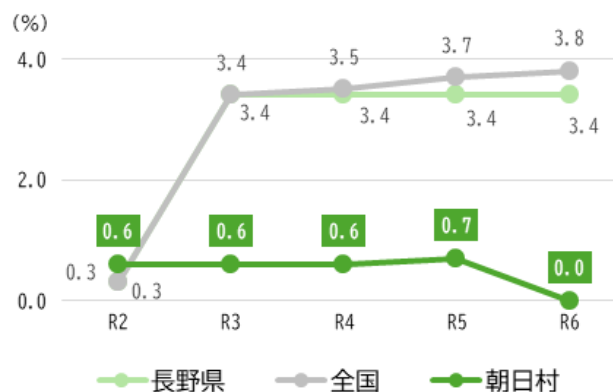
村民アンケートでは、避難生活におけるプライバシーの確保、健康面の配慮への関心が高くなっていることから、本村においても感染症対策や防災等の計画に女性視点を活かせるような体制を整備するとともに、非常時において女性への過度な負担や人権侵害が起こらないよう、男女共同参画の視点に立った対応を実施していきます。

また、現在は市町村消防団員に占める女性の割合が国や県より低くなっており、こうした活動に女性を積極的に登用していきます。

市町村防災会議に占める女性の割合



市町村消防団員に占める女性の割合



朝日村・長野県：長野県市町村における「女性の参画状況」マップ
 全国：内閣府男女共同参画局 女性の政策・方針決定参画状況調べ

施策の取組内容

取組		具体的な取組内容	担当課
5-1	感染症拡大防止や災害等の非常時における女性活躍の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・運営スタッフへの女性参画を推進し、避難者女性に対して配慮できる体制を整え、感染防止に配慮できる環境を整えます。 ・女性消防団員の加入のための啓発や女性が活動しやすい環境づくり等を検討します。 	総務課 (消防団) 住民福祉課
5-2	男女共同参画の視点に立った災害対策	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府作成「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」に則り、必要な対応を進めます。 ・防災会議への女性委員の登用を引き続き推進し、防災計画に女性の意見や発想が活かされる対策を反映します。 ・防災訓練等で女性の意見を聞くなどにより、女性に配慮した災害対策を進めます。 	総務課
		<ul style="list-style-type: none"> ・避難所運営に際し、保健師等が避難者の相談に乗れる体制づくりに取り組みます。 	住民福祉課

活動指標

指標	現状値 (R7年)	目標値 (R12年)
防災会議の委員に占める女性の割合	20.0%	25.0%
自主防災組織の防災訓練の女性参加の割合	—	30.0%



基本目標Ⅲ

職業生活における男女共同参画の推進

- 施策6 ワーク・ライフ・バランスの実現のための
家庭生活における男女の助け合いの推進
- 施策7 職業生活における女性活躍の推進
- 施策8 農家等における男女共同参画の推進

基本目標Ⅲ 職業生活における男女共同参画の推進

男女が仕事と家庭を両立しながら、その能力と意欲を十分に発揮できる職業環境は、家庭生活における育児や介護などの負担が特定の性別に偏ることなく協力し合えてこそ実現できます。そのため、待遇や機会の格差をなくし、誰もが望む生き方ができる社会を目指すための支援が求められています。

施策6～8は「女性活躍推進計画」として位置づけ、あらゆる分野における女性の活躍を推進します。

施策6 ワーク・ライフ・バランスの実現のための 家庭生活における男女の助け合いの推進

女性活躍推進計画

現状と課題

仕事と家庭、地域・個人の生活をバランスよく充実させる「ワーク・ライフ・バランス」の考え方は、誰もが自分らしく暮らすために重要性が高まっています。長時間労働の是正や多様な働き方の推進、育児・介護と仕事の両立支援などの施策が進められていますが、職場環境や意識の違いなどにより、十分に実現していない状況も見られます。

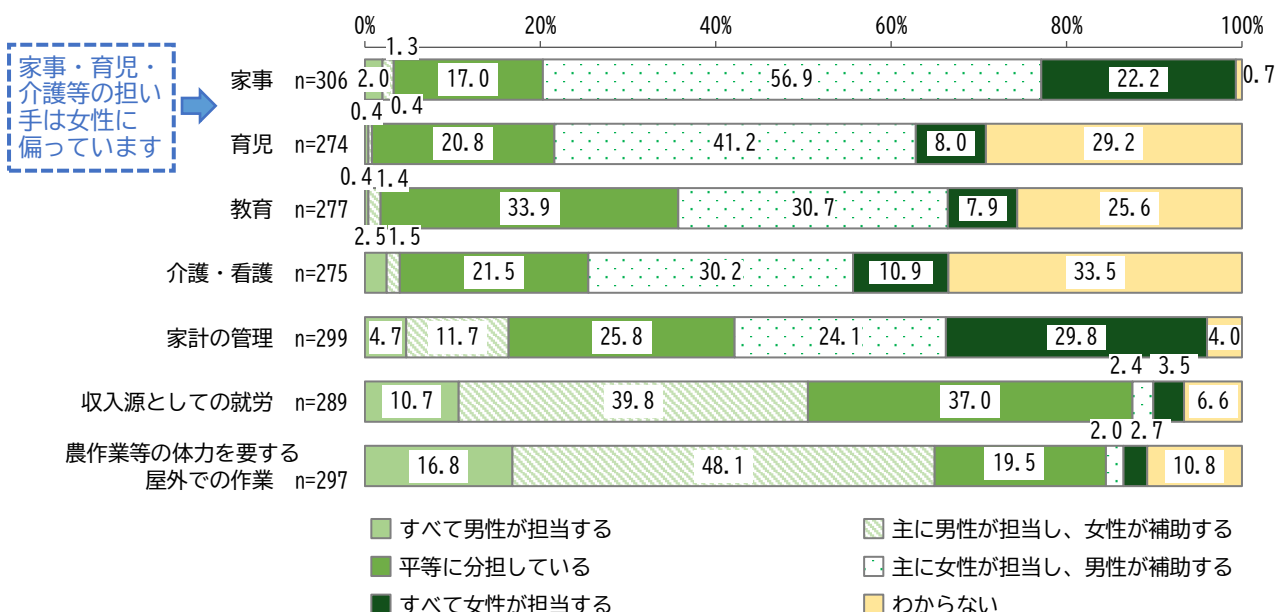
今後の方向性

村民アンケートでは、家事・育児・介護などの家庭生活における負担を男女平等にしたいという理想が高くなっている一方で、現状としては依然として負担が女性に偏っています。

男性の家事・育児等への参画意識を行動変容へとつなげ、女性が仕事や地域・個人活動に参画しやすい環境を整えられるように取り組みます。

また、男女が家事や育児・介護等を分担しやすくするためには、柔軟な働き方を可能にする職場の制度整備や、その利用に対する理解促進が不可欠であることから、制度を活用しやすい雰囲気づくりや、企業・事業所への普及啓発を進めるとともに、働き方や家庭生活における男女の助け合いを推進し、誰もが「ワーク・ライフ・バランス」を実現できる環境づくりを進めていきます。

家庭生活の男女の役割分担の現状



出典：男女共同参画社会に関する村民アンケート調査(R7年)

施策の取組内容

取組		具体的な取組内容	担当課
6-1	男性の家事・育児・介護等への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠届出時や新生児訪問の案内の際に父親の出席について声かけを行ったり、育児参加を呼びかけます。 ・健康相談や保健指導の際に、簡単にできる調理方法について紹介します。 ・男性に対して家庭介護教室の周知を行います。また本村が行う介護用品支給事業を受け取りに来た際に家族で協力できているか確認し、特定の方に偏らないよう呼びかけます。 	住民福祉課
		<ul style="list-style-type: none"> ・役場男性職員で育休対象者への制度周知・取得の奨励を行います。 	総務課
6-2	ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・職場における管理職向けの研修を実施します。(マネジメント層の意識啓発) ・役場職員の労働時間(時間外労働)と有給取得状況を可視化し、組織内での課題共有と改善行動につなげます。 	総務課
		<ul style="list-style-type: none"> ・村内商工会員事業者へ、短時間勤務や育児・介護休暇の取得しやすい環境づくりが進むよう啓発企業人権セミナーの参加を促します。 ・商工会に協力いただき、企業訪問を行い、ワーク・ライフ・バランスの啓発を行います。 	産業振興課

活動指標

指標	現状値 (R7年)	目標値 (R12年)
家庭介護教室に参加する男性の割合	25.4%	30.0%
「仕事」「家庭生活」ともに優先している人の割合 【男女共同参画に関する村民アンケート調査】	31.3%	35.0%



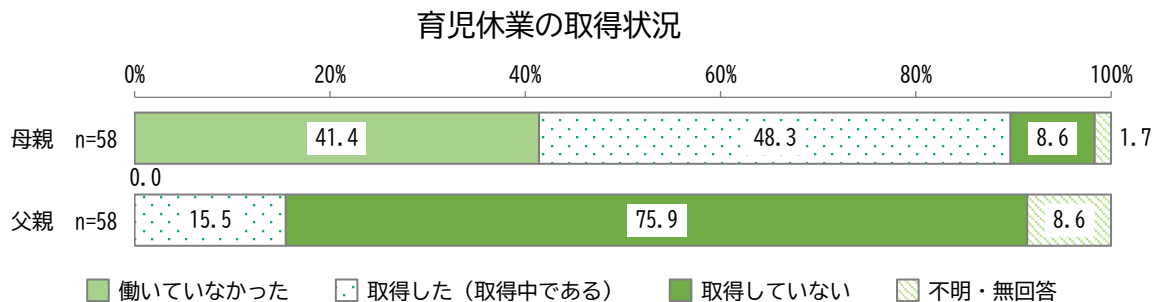
現状と課題

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保は、働きたい人が性別に関わりなく活躍できる社会の実現に不可欠です。また、出産・育児・介護等で離職した女性等に対し、新たなチャレンジに向けた学びの場の提供や、再就職への意欲を高める機会の創出をする等、女性が個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指していく必要があります。

今後の方向性

村民アンケートでは、職場における男女の待遇差について、「仕事内容」や「賃金」で不平等を感じる割合が4割を超えており、男女間の格差が存在する状況です。また、村内における育児休業の取得状況をみると、父親で「取得した」と回答した割合は15.5%にとどまり、依然として男女間格差や家庭生活における女性負担の偏在がみられます。

こうした状況を踏まえ、雇用の場に根強く残る男女の待遇や機会格差をなくし、女性が働きたい時に適した環境で働けるよう、引き続き村役場における支援体制の整備や企業等への働きかけを進めていきます。



出典：朝日村こども計画「令和6年 保護者アンケート調査」

施策の取組内容

取組	具体的な取組内容	担当課
7-1 企業の育休等の制度の整備と取得の促進	・商工会を通じて、村内商工会員事業者へ育休制度の整備や取得を促すため、厚労省や県のセミナーなどの周知を行います。	産業振興課
	・役場職員への育児・介護支援に関する情報提供と相談体制の整備、職場復帰サポートに取り組みます。	総務課
7-2 女性の再就職支援	・ハローワーク、地域就労支援センターなどの再就職を希望する女性向けの相談会やスキルアップのための講座の紹介を行います。	産業振興課
7-3 働きやすい職場づくりの推進	・役場職員のライフワークに応じた働き方が実現できるよう、時差出勤、テレワーク ^{※19} 等の環境整備を推進し、制度の拡充を検討します。 ・ストレスチェックや産業医等による相談体制の実施により職場での心身の健康管理の取組を進めます。	総務課

19 情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方。

活動指標

指標	現状値 (R7年)	目標値 (R12年)
父親の育児休暇取得率 【こども計画に関する保護者アンケート調査】	15.5% (R6年)	増加
女性向け再就職のための相談会などの支援者数	-	1名



現状と課題

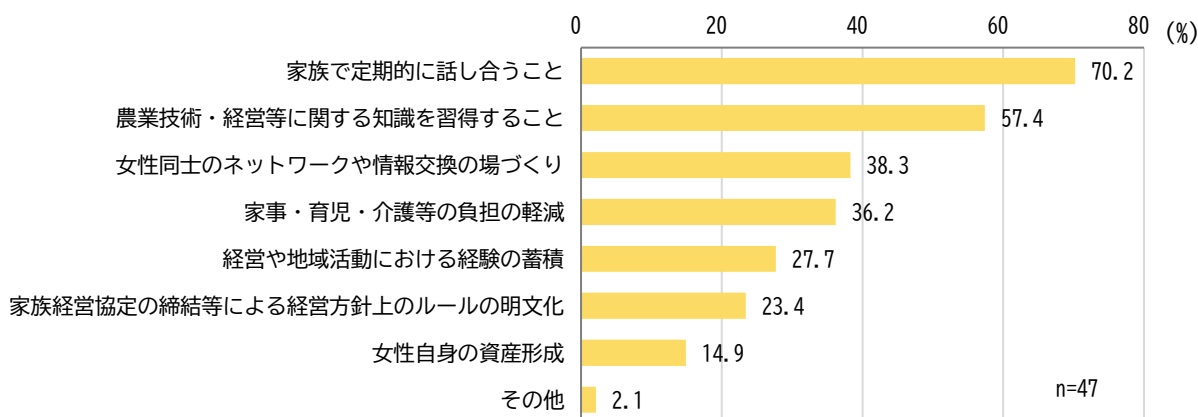
国の「第6次男女共同参画基本計画」では、農林水産業の発展、農山漁村の魅力を増すためには、女性が働きやすく暮らしやすい農山漁村にすることが重要であり、女性が地域の農林水産業の方針決定過程に参画し、女性の声を反映させていくことが必要であるとしています。

今後の方向性

本村の基幹産業である農業においては、農作業や販売活動など多くの場面で女性が重要な役割を担っています。村民アンケートでは、農業経営者としての知識や技能の習得機会、女性同士がつながり情報交換ができる場づくりを求める声が挙がっています。一方で、村内では女性農業者グループが活動しており、学びや交流の機会を通じて女性リーダーが育ちつつあります。

今後は、女性農業者の学習機会やネットワークづくりの支援、就農希望者への支援体制の強化、家族経営における話し合いの促進など、多方面から女性の参画を支える取組を進め、農業分野における女性の活躍をさらに推進し、女性が生き生きと活躍できる農村づくりを目指します。

女性が農業経営に関わりやすくするために必要なこと



出典：男女共同参画社会に関する村民アンケート調査(R7年)

施策の取組内容

取組	具体的な取組内容	担当課
8-1 農業分野の女性リーダーの育成と活動支援	・村内の女性農業者グループの学びの場、取組の活性化により次世代のリーダーを育成するため、グループ活動を支援します。	産業振興課
8-2 就農支援	・JA・県・農業委員会と連携し、新規就農者への相談会やセミナーの情報提供を行います。	産業振興課
8-3 女性農業者の経営参画	・家族経営協定の意義について、広報、回覧版、セミナー等により周知し、話し合いのきっかけづくりを行います。	産業振興課

活動指標

指標	現状値 (R7年)	目標値 (R12年)
村内女性グループ支援数	2 グループ	2 グループ

基本目標Ⅳ 安心・安全な暮らしの実現

- 施策9 ライフステージに応じた健康支援
- 施策10 暴力やハラスメントの根絶
- 施策11 困難な状況に置かれている人への支援

基本目標Ⅳ 安心・安全な暮らしの実現

誰もが自らの希望に沿った生き方を実現するために、安全で健やかな毎日を送れるよう、安心・安全な暮らしを支援していくことが求められます。

また、女性は暴力やハラスメントなどの被害を受けやすく、関係機関と連携して未然防止に努めるとともに、被害者の相談や適切な対応につなげていくことが必要です。その他、障がい者、ひとり親世帯などの困難な状況に置かれている人に対して、男女共同参画の視点から支援を行います。

施策10は「DV対策基本計画」、施策11は「困難な問題を抱える女性への支援計画」として位置づけ、安心して暮らせる社会を目指します。

施策9 ライフステージに応じた健康支援

現状と課題

生涯を通じた健康の保持のためには、病気等の原因や影響が性別や年齢で異なることを踏まえ、それぞれの状況に応じた健康増進への取組や、保健・医療を受けられるようにすることが必要です。また、女性特有の特徴として、妊娠・出産期等の女性特有のからだや精神の状態を理解し、必要なケアや支援を行うとともに、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ^{※20}(性と生殖に関する健康と権利)に関する啓発を進めていく必要があります。

今後の方向性

本村においては、男女ともに高齢化が進行しており、高齢になっても健康で、仕事や生きがいを持ちながら暮らせる環境づくりが求められています。思春期から高齢期まで、性別や年齢に応じた健康課題への理解を促進し、ライフステージに応じて健やかに暮らせるウェルビーイングな環境づくりを目指していきます。

施策の取組内容

取組		具体的な取組内容	担当課
9-1	女性の心とからだ(妊娠・出産等)に関する学びの機会充実と支援	・思春期や更年期に関する情報を提供します。 ・新生児訪問時に産婦の心身の状況の確認を行うとともに、必要に応じて保健師による支援や専門機関の紹介をします。	住民福祉課
9-2	ライフステージに応じた男女の健康課題への取組	・広報や健康情報誌等の媒体を使って、ライフステージ・性別に応じた健康に関する情報を提供します。 ・健診結果返却等の保健指導の際にライフステージ・性別に応じた健康課題について、取組が実施できるようアドバイスをします。 ・病気により育児・介護ができなくなった場合、こども家庭センターや地域包括支援センターが相談にのり、利用できる制度の紹介や支援につなげていきます。	住民福祉課

20 人が生涯にわたって差別と強制と暴力を受けることなく、性と生殖に関して身体的、精神的、社会的に良質な健康環境にあることをリプロダクティブ・ヘルスといい、またその状態を享受する権利をリプロダクティブ・ライツという。

活動指標

指標	現状値 (R7年)	目標値 (R12年)
女性の心とからだに関する情報提供回数 (広報・健康情報誌等)	年1回	年1回
健診結果報告会でライフステージ・性別に応じた健康課題の情報提供	年2回以上	年2回以上



現状と課題

誰もが性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮するためには、人権が尊重され、安全で安心して暮らせる環境が不可欠です。男女間の暴力は、犯罪行為を含む重大な人権侵害であり、男女が互いを尊重し合う対等な関係づくりを妨げるものです。このため国では、法制度の整備や「第6次男女共同参画基本計画」等を通じ、ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成に取り組んでいます。

今後の方向性

本村の村民アンケートでは、「DV」という用語を知っている人の割合は90.9%と高く、多くの村民に認知されています。一方、スマートフォンやSNSの普及により、若年層を中心に被害が広がり、肉体的・精神的な暴力やハラスメントが多様化・潜在化していることが懸念されます。こうした状況を踏まえ、相談窓口の周知を進めるとともに、精神面のケアに配慮した適切な保護・支援が受けられる体制整備を図るため、関係機関と連携し、相談対応の強化と支援体制の充実に取り組んでいきます。

施策の取組内容

取組		具体的な取組内容	担当課
10-1	DV等の暴力に関する相談支援と適切な連携体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・県の「女性相談センター※21」や「男女共同参画センターあいとぴあ」等と連携しながら、共同で相談支援を行います。 ・事例が発生した場合は、緊急度に応じて警察や県の相談機関につなげる、避難の必要があれば頻回に状況を確認し対応を検討するなど、ケースに応じた適切な対応を行います。 	住民福祉課
10-2	DVやハラスメントに関する教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ホームページ等を活用し、DVやハラスメント相談窓口を周知します。 ・役場職員を対象としたDVやハラスメントに関する研修を実施します。 	総務課
		<ul style="list-style-type: none"> ・情報提供を受け、商工会などを通じて、村内事業者に対し、啓発活動を行います。 	産業振興課
		<ul style="list-style-type: none"> ・学校における道徳教育・人権教育を推進し、加害者にも被害者にもならないための意識啓発を行います。 	教育政策課
10-3	被害者の自立に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・DV被害者の申し出により、被害者の住民基本台帳の閲覧を制限します。 ・就労や生活の支援を行います。 	住民福祉課

活動指標

指標	現状値 (R7年)	目標値 (R12年)
役場職員を対象とした研修の開催回数	0回	隔年1回
配偶者(パートナー)からの暴力に関する相談窓口があることを「知っている」と答えた人の割合 【男女共同参画に関する村民アンケート調査】	70.6%	75.0%

21 長野県による女性の生活上の相談窓口で、主に夫婦、親子、嫁姑、対人関係、就職、住宅等の問題に関する相談に応じている。

施策11 困難な状況に置かれている人への支援

困難な問題を抱える女性への支援計画

現状と課題

現代社会では、性差に基づく思い込みや固定的な価値観、さらには人生観に起因する悩みなど、当事者が抱える困難や生きづらさは多様化しています。

厚生労働省の調査(令和3年度全国ひとり親世帯等調査結果報告)によれば、母子世帯の平均就労収入は236万円と低水準であり、パート・アルバイト等の非正規雇用が約4割を占めることから、生計を維持するために十分な収入を得ることが難しい状況にあることが分かります。一方、父子世帯は母子世帯に比べて世帯数が少なく、支援ニーズや支援対象として見落とされがちな傾向があるため、男女を問わず、生活に困難を抱える人への支援を充実させる必要があります。

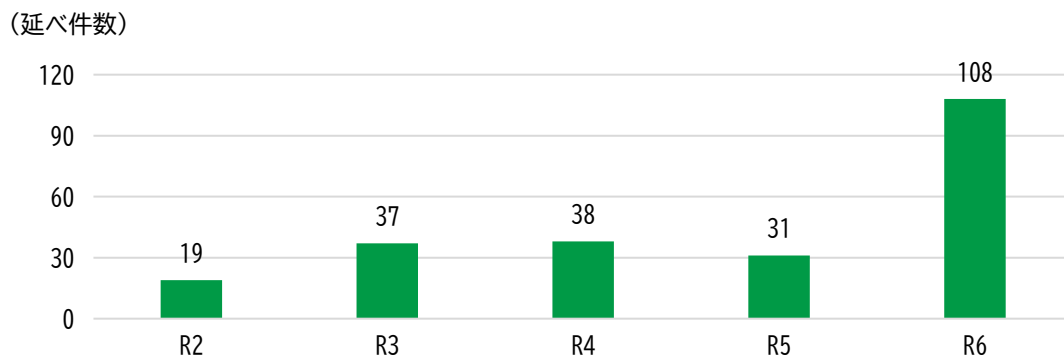
また、女性は妊娠・出産・育児といったライフイベントの影響を受けやすく、就労継続が困難となり生活不安に陥りやすい構造的課題があることから、見守りと支援を一層強化することが求められます。加えて、女性の障がい者が特有の困難を抱えることのないよう、適切な支援体制の確保が重要です。

今後の方向性

こうした背景の中で、本村における相談支援件数は増加傾向にあります。

男女を問わず、困難な問題を抱える人々の福祉の増進及び自立に向けた支援施策に取り組み、すべての村民の意思や尊厳が尊重され、自立した生活を送ることができる社会の実現を目指します。

相談件数の推移



出典：朝日村

母子・父子世帯の状況(全国)

	平均年間就労収入 (自身の就労収入)	就業状況		
		正規の職員	自営業	パート・アルバイト等
母子世帯	236万円	48.8%	5.0%	38.8%
父子世帯	496万円	69.9%	14.8%	4.9%

出典：厚生労働省「令和3年度全国ひとり親世帯等調査」

施策の取組内容

取組		具体的な取組内容	担当課
11-1	ひとり親家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・支援を必要とするひとり親家庭に対して、関係機関へつなぎ、適切な支援を行います。 ・就労支援機関と連携し、就労を促進します。 	住民福祉課
11-2	貧困家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の関係機関と連携するとともに、社会福祉協議会に対し、生活困窮者自立相談支援事業を委託することで、生活困窮者の早期発見と自立に向けた継続的な支援を行います。 	住民福祉課
11-3	障がい者への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・相談窓口を設け、必要に応じて関係者を招集し、検討会議を開きます。 ・本村だけで解決のできない事案については、適切な機関につないでいきます。 	住民福祉課
11-4	男女特有の生きづらさを抱える人への相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・生きづらさを抱えるすべての方に寄り添い、支援を行います。特に、社会構造の影響で経済的に不安定になりやすい女性に対しては、相談窓口の周知を徹底するとともに、将来を見据えた「伴走型」のアフターケア^{※22}を提供します。 ・相談員等の研修機会を拡充し、資質の向上を図るとともに、長野県との連携を強化します。 	住民福祉課

活動指標

指標	現状値 (R7年)	目標値 (R12年)
ひとり親家庭への就業支援件数 (相談及び関係機関への紹介)	0件	3件
障害のある人の一般就労への移行数	2人	1人
長野県が開催する窓口担当者(女性相談支援員を含む)等への研修会への参加	0回	随時参加



22 支援につながった後の状況を見守り、必要に応じて継続的にフォローすることで、相談者が「相談ただけで終わり」「その後の支援につながらなかった」「支援を受けても継続できずに元の状態に戻ってしまった」ということを防ぐための仕組み。

資料編

第1節 設置要綱

1. 朝日村男女共同参画社会推進条例(令和3年12月17日条例第18号)

目次

前文

第1章 総則(第1条—第9条)

第2章 基本的施策等(第10条—第21条)

第3章 男女共同参画審議会(第22条—第28条)

第4章 補則(第29条)

附則

私たちの朝日村は、縄文のいにしえからの歴史と文化を持ち、先人たちのたゆまぬ努力により、農業を基幹産業とした自然豊かな村へと発展してきた。

美しい郷土と人々の安らかな暮らしを将来の村民につなぐことは今を生きる私たちの重要な責務である。

昨今、国際社会においては、当然の権利として確立されている多様性を受け入れる積極的な取組が推進されている。我が国においても、社会経済情勢の急速な変化の中、男女共同参画社会に向けた施策が進められてきた。しかしながら、朝日村の状況を見ると家庭、地域、職場においていまだに一部で性別役割分担意識や慣行が存在することが課題となっている。

こうした中求められるのは、全ての人々が尊重され、多様な性のあり方を認め、互いに支え合い、責任も分かち合いながら、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現である。

これらの認識の下、村と村民と事業者が協働して、男女の別を超えて多様な個人を尊重し合う社会に向けた取組を推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成について基本理念を定め、並びに村、村民及び事業者などの責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会 全ての人々が、社会の対等な構成員として尊重され、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を受け、かつ、共に責任を担う社会をいう。
- (2) ダイバーシティ 性の多様性や人種等の違いを認めることはもとより、年齢、性格、学歴、価値観等の多様な人々が互いの違いを尊重することをいう。
- (3) 女性活躍 自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性が、その個性及び能力を十分に発揮して職業生活において活躍することをいう。

- (4) 積極的格差是正措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (5) ワーク・ライフ・バランス 一人一人がやりがい、充実感を享受しながら職業生活上の責務を果たすとともに、家庭生活、地域活動等においても、子育て期、中高年期等の人生の各段階に応じて様々な生き方が選択・実現できることをいう。
- (6) ハラスメント 性的言動による「セクシャル・ハラスメント」、職場の職権等を濫用した「パワー・ハラスメント」、妊娠、出産、育児休業等の取得を理由とした「マタニティ・ハラスメント」など職場等における優位性を背景にし、意図的であるかないにかかわらず、相手の尊厳を傷つけ、不利益を与え、又は生活環境を害する人権侵害を総称していう。
- (7) ドメスティック・バイオレンス 配偶者や恋人など親密な関係にある、若しくはあった者に対し、意図的であるかないにかかわらず、身体的、精神的、性的又は経済的な苦痛を与えるような暴力行為のことをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画社会の形成は、次に掲げる事項を基本理念として推進されなければならない。

- (1) ダイバーシティの実現を目指し、全ての人が、性別にかかわらず個人としての尊厳が重んぜられること、性別による差別を受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されること及び人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な観念に基づく役割分担による社会の様々な制度又は慣行をなくすよう努めるとともに、これらの制度又は慣行が男女の社会における自由な活動に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、村その他あらゆる場における施策又は方針の立案及び決定の場に共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、就業その他の社会活動を行うことができるよう配慮されること。
- (5) 妊娠、出産、育児等について男女が互いの意思を尊重するとともに、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう配慮されること。
- (6) 男女共同参画社会の形成の促進が、国際社会における取組と密接な関係を有していることを理解し、国際的協調の下に行われること。
- (7) 職業生活における男女の不均衡を是正するとともに、家庭生活における男性の参画を推進し、女性活躍ができること。

(村の責務)

第4条 村は、前条に規定する基本理念(以下、「基本理念」という。)に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的格差是正措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、実施しなければならない。

2 村は、前項の施策を実施するに当たり、村民、事業者等と協働して取り組まなければならない。

(村民の責務)

第5条 村民は、基本理念に基づき、家庭、地域、職場、学校その他あらゆる分野において、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めるとともに、村が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念に基づき、男女が事業活動に対等に参画する機会を確保し、職業生活と家庭生活との両立ができるよう、ワーク・ライフ・バランスに配慮した職場の環境づくりに努めるとともに、村が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(教育における推進)

第7条 何人も、学校教育その他のあらゆる教育の場において、基本理念に基づき、男女共同参画社会の形成に向けた教育を行うよう努めなければならない。

(性別等による差別的扱い等の禁止)

第8条 何人も、家庭、地域、職場、学校その他の社会のあらゆる場において、性別等を理由とする差別的な取扱い、ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等を行ってはならない。

(村民等に広く表示する情報に関する留意)

第9条 何人も、公共の場所あるいは公共交通機関を利用する不特定多数の者に対して広く表示する情報において、性別による固定的な観念に基づく役割分担、ハラスメント、ドメスティック・バイオレンス等を助長し、又は連想させる表現並びに過度の性的な表現を用いないように努めなければならない。

第2章 基本的施策等

(男女共同参画基本計画)

第10条 村長は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 村長は、男女共同参画基本計画を策定するに当たっては、朝日村男女共同参画審議会の意見を聴くとともに、村民の意見を反映することができるような措置を講じなければならない。

3 前項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

4 村長は、男女共同参画基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(施策の実施状況の公表)

第11条 村長は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況について、その概要を公表しなければならない。

(啓発活動等の充実)

第12条 村は、基本理念に関する村民及び事業者の理解を深めるための啓発活動、教育活動その他適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

(家庭生活における活動とその他の活動の両立)

第13条 村は、男女が家庭生活における活動と職業活動及びその他の活動を両立することができるよう、必要な支援を行うよう努めなければならない。

(男女の労働に対する配慮)

第14条 村は、男女共同参画社会の形成における労働の果たす役割の重要性に鑑み、積極的格差是正措置の周知と普及に努め、あらゆる労働の場で男女の均等な機会と平等な待遇を実現するよう、事業者等に働きかけるよう努めなければならない。

(村民及び事業者に対する支援)

第15条 村は、村民及び事業者が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(自営業における環境整備)

第16条 村は、自営の農林水産業及び商工業に従事する男女が、正当な評価の下、その主体性を生かし、能力を十分に発揮し、対等な立場で方針の立案及び決定に参画する機会が確保されるよう、環境整備の促進に努めなければならない。

(防災分野における施策)

第17条 村は、防災の分野において、男女双方の視点を取り入れた防災体制の構築に努めなければならない。

(委員等の構成)

第18条 村は、附属機関の委員等について、男女の委員の数の均衡に配慮した構成に努めなければならない。

(被害者救済のための措置)

第19条 村は、性別に基づく差別、人権の侵害等をなくすよう取り組むとともに、当該行為の被害者救済のための措置を講じなければならない。

(相談・苦情の申出等)

第20条 村は、村が実施する男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる事項についての相談及び苦情を受けたときは、関係機関と連携し、適切に処理しなければならない。

(調査研究)

第21条 村は、村民、事業者等を対象に、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を効果的に実施するために必要な調査及び研究を行うよう努めなければならない。

第3章 男女共同参画審議会

(朝日村男女共同参画審議会)

第22条 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に行う上で必要な事項について調査及び審議を行うため、朝日村男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(任務)

第23条 審議会は、男女共同参画基本計画の策定及び変更等について調査及び審議し、評価、検証の上、村長に意見を述べることができる。

(組織)

第24条 審議会は、委員10人以内で組織し、男女いずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。

2 委員は、識見を有する者、関係団体の構成員で、その団体の代表者が推薦する者及び村長が必要とする者の中から村長が委嘱する。

(任期)

第25条 委員の任期は、2年とする。

2 委員のうち、行政機関の職員及び団体の役員の任期については、在職期間を任期とする。

3 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員の再任は妨げない。

(会長及び副会長)

第26条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第27条 会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認められるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
(事務局)

第 28 条 審議会の事務局は、男女共同参画の担当課に置く。

第4章 補則

(委任)

第 29 条 この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
(朝日村附属機関設置条例の改正)
- 2 朝日村附属機関設置条例(令和2年朝日村条例第2号)の一部を次のように改正する。別表第1村長の部
中朝日村男女共同参画審議会の項を削る。
(朝日村男女共同参画審議会運営要綱の廃止)
- 3 朝日村男女共同参画審議会運営要綱(令和2年朝日村告示第 46 号)は、廃止する。

2. 朝日村男女共同参画計画庁内推進協議会設置要綱(令和2年6月1日訓令第5号)

(目的)

第1条 この要綱は、朝日村において、男女共同の推進を図るために「朝日村男女共同参画計画庁内推進協議会」(以下「庁内協議会」という。)の設置に関して必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 庁内協議会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 朝日村男女共同参画計画の策定に関すること。
- (2) 朝日村男女共同参画計画の実施及び進捗管理に関すること。
- (3) その他村長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 庁内協議会は、会長、副会長及び委員で組織する。

2 会長は村長を、副会長は副村長をもって充てる。

3 委員は、村職員のうちから、村長が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 会長は、庁内協議会を統括し、庁内協議会を代表する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 庁内協議会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

(幹事)

第7条 庁内協議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、村職員のうちから、村長が任命する。

3 幹事は、庁内協議会の所掌事務について、会長、副会長及び委員を補佐する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、庁内協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和2年6月1日から施行する。

第2節 委員名簿

1. 朝日村男女共同参画審議会

(敬称略)

	氏名	役職名	備考
1	中村 八重美	教育長職務代理	会長
2	羽多野 美映	議会議員	副会長
3	野村 幸子	朝日ヘルスマイト会長	
4	齊藤 深志	入二区長	
5	下田 力	公民館長	
6	舞原 光登	民生児童委員	~R7.12.18 中村 明永
7	小坂 恭子	朝日小学校PTA副会長	
8	三村 昇	農業委員会副会長	
9	清澤 あゆみ	商工会女性部長	
10	上條 多喜男	人権擁護委員	

2. 朝日村男女共同参画計画庁内推進協議会

	氏名	役職名	備考
1	小林 弘幸	村長	会長
2	越川 豪	副村長	副会長
3	中村 高志	企画財政課課長補佐兼 DX 推進係長	
4	稲田 沙織	住民福祉課課長補佐兼健康づくり係長	
5	上條 信	建設環境課課長補佐兼上下水道環境係長	
6	五味 裕基	産業振興課課長補佐兼商工観光林務係長	
7	上條 まゆみ	教育政策課課長補佐兼社会教育係長	

3. 朝日村男女共同参画審議会/朝日村男女共同参画計画庁内推進協議会事務局

	氏名	役職名
1	上條 晴彦	総務課長
2	武田 淳	総務課課長補佐兼総務防災係長
3	小林 奈央	総務課総務防災係主事

1. 諮問書

7朝総第 147 号
令和7年(2025年)8月8日

朝日村男女共同参画審議会長 様

朝日村長 小林 弘幸

第4次朝日村男女共同参画計画の策定について(諮問)

国は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)で男女共同参画計画の策定を市町村の努力義務と定めており、朝日村では第6次総合計画後期基本計画の目標の1つに『誰もが活躍できる社会環境づくり』を掲げ、誰もが人権を尊重され、自分らしく活躍できる社会環境をつくることを主要施策としております。

この目標の達成に向け、令和7年度を以って終了する第3次朝日村男女共同参画計画に引き続き、男女共同参画の基本方針となる第4次朝日村男女共同参画計画策定にあたり、朝日村男女共同参画社会推進条例第10条第2項の規定により、貴審議会の意見を求めます。

2. 答申書

令和8年(2026年)3月5日

朝日村長 小林 弘幸 様

朝日村男女共同参画審議会
会長 中村 八重美

第4次朝日村男女共同参画計画の策定について(答申)

令和7年8月8日付け7朝総第147号で諮問のありました標記について、当審議会で慎重に審議した結果、別添「第4次朝日村男女共同参画計画(案)」のとおり答申します。

なお、本計画の推進にあたっては、下記の基本目標にご配慮いただき、計画の基本理念である、「互いを尊重し、支え合い、多様な個性が輝く朝日村」を目指して、村が一丸となり、着実に推進されるよう要望します。

記

基本目標Ⅰ 「男女共同参画推進体制の整備・強化」

計画を実効性あるものとするため、推進体制の整備・強化を図り、適切な進行管理のもと着実に推進いただきたい。

基本目標Ⅱ 「地域における男女共同参画の取組の推進」

地域において多様な人々が参画できる環境づくりを進め、固定的な性別役割分担意識の解消に向け積極的に取り組んでいただきたい。

基本目標Ⅲ 「職業生活における男女共同参画の推進」

誰もが能力を発揮し、仕事と生活の調和を図りながら働き続けられる環境整備を推進いただきたい。

基本目標Ⅳ 「安心・安全な暮らしの実現」

あらゆる人が安心して生活できる環境の確保に向け、各種相談体制の充実や支援体制の強化を図り、計画に沿って着実に推進いただきたい。

第4節 策定の経過

日付	内容
令和7年8月1日	第1回朝日村男女共同参画計画庁内推進協議会の開催
令和7年8月8日	第1回朝日村男女共同参画審議会 ・諮問 ・会議事項 （1）令和7年度事業計画(第3次計画)について （2）第4次計画策定について 計画概要、策定スケジュール、村民アンケート(案)
令和7年8月27日 ～9月17日	「男女共同参画社会に関する村民アンケート調査」の実施
令和7年10月10日	第4次計画策定の取組確認等のための庁内担当課ヒアリングの実施
令和7年10月29日	第2回朝日村男女共同参画計画庁内推進協議会の開催
令和7年11月7日	第2回朝日村男女共同参画審議会 ・会議事項 （1）第3次計画評価・村民アンケート結果・庁内担当課ヒアリング報告 （2）第4次計画(骨子案)について
令和7年12月10日	第3回朝日村男女共同参画計画庁内推進協議会の開催
令和7年12月19日	第3回朝日村男女共同参画審議会 ・会議事項 （1）第4次計画(素案)について （2）パブリックコメントの実施について
令和8年1月16日 ～2月8日	パブリックコメントの実施
令和8年2月24日	第4回朝日村男女共同参画計画庁内推進協議会の開催
令和8年2月27日	第4回朝日村男女共同参画審議会 ・会議事項 （1）パブリックコメントでの意見について （2）第4次計画(案)の承認について
令和8年3月5日	・答申

互いを尊重し、支え合い、多様な個性が輝く朝日村
第4次朝日村男女共同参画計画
女性活躍推進計画・DV対策基本計画・
困難な問題を抱える女性への支援計画
(令和8年度～令和12年度)

発行:令和8年3月 朝日村
〒390-1188 長野県東筑摩郡朝日村大字古見 1555 番地1
電話:0263-99-2001
ホームページ:<https://www.vill.asahi.nagano.jp/>



 朝日村